

第百六十二回国会 衆議院 環境委員会 議録第九号

平成十七年四月二十六日（火曜日）

午前十一時一分開議

出席委員

- 委員長 小沢 鋭仁君
- 理事 大野 松茂君 理事 桜井 郁三君
 理事 竹下 亘君 理事 西野あきら君
 理事 奥田 建君 理事 近藤 昭一君
 理事 肥田美代子君 理事 石田 祝稔君
 理事 宇野 治君 理事 大前 繁雄君
 加藤 勝信君 理事 城内 実君
 小坂 憲次君 理事 鈴木 淳司君
 砂田 圭佑君 理事 根本 匠君
 能勢 和子君 理事 鳩山 邦夫君
 船田 元君 理事 松宮 勲君
 水野 賢一君 理事 荒井 聰君
 佐藤謙一郎君 理事 田島 一成君
 長浜 博行君 理事 松本 龍君
 村井 宗明君 理事 吉田 泉君
 高木美智代君 理事 土井たか子君
 山本喜代宏君

- 環境大臣 小池百合子君
 経済産業副大臣 小此木八郎君
 環境副大臣 高野 博師君
 環境大臣政務官 能勢 和子君
 政府参考人 (文部科学省大臣官房審議 樋口 修資君)
 政府参考人 (文部科学省大臣官房審議 木谷 雅人君)
 政府参考人 (文部科学省大臣官房文教 大島 寛君)
 施設企画部長
 政府参考人 (経済産業省大臣官房審議 深野 弘行君)
 政府参考人 (経済産業省大臣官房審議 深野 弘行君)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長) 岩井 良行君
 政府参考人 (気象庁長官) 長坂 昂一君
 政府参考人 (環境省総合環境政策局環境保健部長) 滝澤秀次郎君
 政府参考人 (環境省地球環境局長) 小島 敏郎君

参考人 (株式会社旭リサーチエンタープライズ代表取締役社長) 永里 善彦君
 参考人 (財団法人地球環境戦略研究機関理事長) 森脇 昭夫君
 参考人 (財団法人世界自然保護基金ジャパン気候変動シニア・オフィサー) 鮎川ゆりか君
 参考人 (特定非営利活動法人気候ネットワーク常任運営委員) 畑 直之君
 参考人 (特定非営利活動法人気候ネットワーク常任運営委員) 遠山 政久君

委員の異動
 四月二十六日
 辞任 宇野 治君 補欠選任 水野 賢一君
 土井たか子君 山本喜代宏君
 同日 辞任 水野 賢一君 補欠選任 宇野 治君
 山本喜代宏君 土井たか子君

委員の異動
 四月二十六日
 辞任 宇野 治君 補欠選任 水野 賢一君
 土井たか子君 山本喜代宏君
 同日 辞任 水野 賢一君 補欠選任 宇野 治君
 山本喜代宏君 土井たか子君

正する法律案(内閣提出第七九号)

○小沢委員長 これより会議を開きます。
 内閣提出、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
 本日は、本案審査のため、参考人として、株式会社旭リサーチエンタープライズ代表取締役社長永里善彦君、財団法人地球環境戦略研究機関理事長森脇昭夫君、財団法人世界自然保護基金ジャパン気候変動シニア・オフィサー鮎川ゆりかさん、特定非営利活動法人気候ネットワーク常任運営委員畑直之君、以上四名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。
 本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。
 参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べいただきたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。
 まず、参考人各位からお一人十五分以内で御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑にお答え願いたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際は、その都度委員長の許可を得て御発言ください。また、参考人から委員に對して質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。
 それでは、まず永里参考人をお願いいたします。

○永里参考人 おはようございます。旭リサーチエンターの永里でございます。
 私は現在、環境省の中央環境審議会の地球温暖

化部会の臨時委員を仰せつかっております。また、日本経団連における検討にも参加しております。本日は、産業界に身を置く者として、地球温暖化問題に対する産業界の自主的な取り組みの状況や基本的な考え方も紹介しながら、今回の温暖化対策法につきまして若干の意見を陳述させていただきます。

御承知のように、二月十六日に京都議定書が発効し、我が国は九〇年度比六%削減という重い約束を達成することが義務となりました。申し上げるまでもなく、地球温暖化問題は、我々がこれから未来永劫に對していかなければならない長期的でかつ地球規模の問題であります。この問題に對応するために、国民一人一人、政府、地方自治体、企業などのあらゆる主体が、みずからの問題としてとらえ、それぞれ自覚と責任を持って行動を続けていくことが何より重要であると考えております。

この自主的な取り組みに関し、産業界の行動の中心となつて居るのが日本経団連の環境自主行動計画であります。経団連では、一九九二年の地球サミットに先駆けまして、一九九一年に経団連地球環境憲章を策定し、また、一九九六年には経団連環境アピールというものを策定しております。さらに、これらを受けける形で、京都議定書に先立つ一九九七年に、二〇一〇年度に産業部門及びエネルギー転換部門からのCO₂排出量を一九九〇年度レベル以下に抑制するよう努力するという統一目標を掲げ、経団連環境自主行動計画として、社会にコミットし、行動することで大きな成果を上げていくところであります。

本日の温暖化対策推進法の報告・公表制度にも関係いたしますが、経団連の自主行動計画は、目標の設定、行動、取り組みのフォローアップ、計画の結果の公表という、政府が今般京都議定書目

標達成計画で行おうとしているP D C Aサイクルと同様の手法を用いております。経団連自主行動計画には現在三十四業種が参加しており、我が国の産業部門及びエネルギー転換部門の約八割強をカバーするに至っております。

二〇〇三年度のフットロアアップ実績も既に公表したところでありますが、これによりまして、九〇年比で〇・六％の削減、これには原子力発電所の停止が影響しておりますが、これを考慮いたしますと、実質的には三・八％の削減を達成している計算になります。

産業界といたしましては、おのおの業種の実態を最もよく把握し、最も効率的な手法で環境と経済の両立を図っていくためには、自主的な取り組みを強化していくことが最善かつ不可欠であると認識しております。今後とも、透明性、信頼性を一層向上させながら、自主行動計画を着実に達成すること、我が国の温暖化対策に貢献してまいりたいと考えております。

また、環境問題に対する企業の取り組みを積極的に情報公開していくということ、昨年一月には環境報告書等の三年間倍増計画を宣言いたしました、会員企業各社に呼びかけを行っております。

経団連が会員企業を対象に昨年行ったアンケート調査によりまして、環境報告書を作成している企業は回答企業のうちの五四％、また自社のホームページに環境情報を掲載している企業は七四％にも上ります。また、近い将来に作成する予定と回答した企業も多数あり、企業の環境に関する自発的な情報提供の意識は急速に広がっております。今や環境問題に対する企業の取り組み姿勢自体が投資家などによる企業評価につながっており、企業価値を高めるためにも環境情報の提供が重要な経営課題の一つとなりつつあることを示しております。

このように、企業サイドでは、環境問題に対して自主的な目標を社会に掲げ、その達成のためにみずから行動することを取り組みの基本姿勢としております。

ております。

今般の京都議定書発効を受けまして、現在、政府では京都議定書目標達成計画を策定中と伺っております。計画案によりまして、経団連の自主行動計画は産業・エネルギー転換部門における対策の中心的役割を果たすものとされておられ、我々もいたしまして、役割の重要性を改めて認識しているところであります。

さて、今後我が国が目標達成に向けて着実な対応を継続していくためには、個々の対策について定期的な定量的な評価を行い、その進捗状況を把握しながら、追加的な対応が必要かを判断していかなければいけません。そのためには、今回の温暖化対策推進法や省エネ法の改正で求められるような、排出量に関して一定の報告や公表を制度化することも必要であろうと存じます。

産業界といたしましては、先ほど申し上げたとおり、環境報告書などを通じた自主的な環境情報の開示が最も効果的であると考えるはおりますが、規模の大きい企業やサービス業などの第三次産業では、まだ自主的な取り組みが十分でない部分もございます。また、情報の統一性を図るという観点からも、法律により一定の報告を義務づけることは、温暖化対策を進める上で有用であろうと考えているところであります。

法律に基づきまして排出量の報告や公表を行う場合に、企業として最も御留意いただきたい点は、やはり企業秘密に当たる部分の扱いであります。この点に関しては、今回の法案におきまして一定の御配慮をいただいているところではありますが、なぜ温室効果ガスの公表が企業秘密に当たるとかにつきまして、例えば半導体を例にしまして、この機会に御説明させていただきたいと存じます。

我が国の産業を支えている半導体産業では、炭酸ガスに比べて極めて高い温室効果を持つS F₆、P F C、N₂Oなどの温室効果ガスが、半導体や液晶の特定の製造工程で、性能などを決定する反応ガスの一つとして使用されています。こ

の反応ガスの役割は、具体的にはトランジスタや配線を形成するのですが、製品を加工し、性能、品質、生産性を決定する重要な要素の一つになっています。これらのガスは限られた特定用途の製造工程でのみ使用されますので、工場の排出量やガス名の報告、公表により、競合企業は歩どまりを推定でき、製造コストを推定できます。また、新技術を開発して製品化すれば、ガスの種類と使用量もおのずと変わってきますので、新製品の開発状況が推定できます。これが、国内だけでなく、韓国、台湾、中国にも筒抜けになりますので、まさしく敵に塩を送るようなもので、国際競争力の低下につながります。

したがって、半導体各社はこの反応ガスに関する情報の企業内管理を徹底して行っています。すなわち、技術部門では、ガス流量などは製造指示書として担当の技術者が指定し、技術文書として企業秘密にしています。製造現場では、製造指示書は管理監督者、担当者以外の閲覧は不可能になっています。また、購買部門でも、ガスに関する情報は材料購入価格などと同様の重要な購買データとして管理され、製造原価を決める重要な要素として企業秘密にしています。

以上のように、温室効果ガスの公表の仕方によつては、そのまま企業の生産プロセスや製造コストが明らかにしてしまうことにつながります。このことは、繰り返しになりますが、単に国内企業他社との関係のみならず、我が国産業の秘密を諸外国にさらすことにもつながり、ひいては我が国産業の国際競争力を低下させることにもつながりかねません。今後、地球温暖化問題を考える上で、いかに経済と環境とを両立させていくかという点が最も重要な課題でありまして、そのような観点からも、企業の秘密の保護に関しましては、どうかよく御理解をいただきたいと存じます。

とによって温暖化対策に貢献してまいりたいと考えております。また、これまで取り組みがなされた省エネ型製品やサービスを充実したり、物流を合理化したり、あるいは従業員の家庭での省エネを支援するといった取り組みを通じて貢献してまいりたいと思っております。環境と経済の両立を目指して、国や地方自治体、関係諸団体との連携も深めながら行動してまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしく御理解を賜りたいと思っております。私からの意見陳述は以上でございます。ありがとうございます。(拍手)

○小沢委員長 ありがとうございます。

次に、森脇参考人をお願いいたします。

○森脇参考人 おはようございます。森脇でございます。

私は、本日、この委員会で審議していただいております地球温暖化対策推進法を含みます政府の地球温暖化対策の諸対策につきまして、地球温暖化問題への国内対策に関する関係審議会合同会議という大変長い名前の政府の会議がございますが、その会議の議長といたしまして、また、前中央環境審議会の会長といたしまして、現在、政府で閣議決定に向けて最終的にその策定の作業を進めておられるということでございますが、京都議定書目標達成計画の中環審における策定にかかわってまいりました立場から、本日の意見の陳述をさせていただきますと思っております。

御案内のように、地球温暖化対策推進法は平成十年に成立をしております。実は、私はその際に参議院の国土・環境委員会を参考人として意見陳述をさせていただいております。この法律は、その平成十年の前年の京都会議で、日本は京都議定書が成立いたしました。温室効果ガスを六％、一九九〇年を基準として削減をするという義務を負うということになっていまして、京都議定書が成立した際、京都議定書が発効する際に、まだ具体的な詳細は決まっておりましたが、それでも、温室効果ガスは国民各界各層にかかわ

ているものでございますので、国、地方公共団体、事業者、国民、すべてがその削減に向けての責務を負うという観点からその体制を組もうということ、それから、政府がそれに向けて総合的、有機的な施策の体系をつくるということから、基本方針をつくるべきであるというようなことから、いわば一種の枠組みの法律をつくらうということ、具体的な内容はそれほど詳細に権利義務を決めたものではございませんでしたけれども、法律をつくったわけでございます。

そして、さらに平成十四年に改正をいたしております。これは、前年にマラケシユでCOP7という第七回の締約国会議がございまして、ここで京都議定書の運用細則が決まりました、いよいよ、どういふふうに関係国が動き出すであろうということが決まっております。そして、我が国の議定書の締結に向けて国内法の整備をする必要があるということで、改正をしたわけでございまして、まだ京都議定書が発効していませんけれども、京都議定書が発効した場合には、こういう権利義務にもかかわるようなことも含めて、我が国ではこういうことを始めるということ、法律を改正したわけでございますが、この際にも、私はこの委員会に、当時、中環審の委員でございましたので、やはり参考人として意見陳述をさせていただきます。

ここでは、まだ京都議定書は実効性を持っておりませんので、実効性を持った場合にははというところで、条件つきではございしたけれども、京都議定書目標達成計画を法律上のものとして規定する、そして内閣に地球温暖化対策推進本部を法律上のものとして置く。これは既に実際上に置かれておりましたけれども、これを法律上のものとして置くということでありました。そして、その改定の際に、一部に、温室効果ガスの排出量の算定を国がいたしました、京都議定書の義務としてそれを記録して報告する、国としてそういうことをしなければなりませんので、それを算定する。そこで、そのためにそういう作業を行っ

て、それを公表するという、環境大臣がそういうことをするということもございまして。これは、いずれも京都議定書が発効してから実際に法的に行うということでございます。

そこで、今回の改正は、そうしたものを前提として、いわば京都議定書の発効に伴う改正でございます。それで、今回の改正は、実はこの法律の一部改正だけという点を考えてみますと、ささいな改正と申しますと大変失礼な言い方でございませぬけれども、それ自身は非常に小さな点のように見えますけれども、実は、これは先ほど申しました京都議定書目標達成計画などの、我が国が京都議定書の目標達成のさまざまな施策を推進していく一環として、この法律の改正も位置づけられているわけでございます。

ことしの二月に京都議定書が発効することになったわけですが、それ以前から、中環審、それから経済産業省に置かれております産構審、産業構造審議会というのがございまして、私はその委員でもございまして、そこで現在我が国の温暖化対策はどういうふうに進んでいるだろうということ、これをチェックしてまいりましたが、残念ながら、進んでいないどころか、現実にはふえております。

産業部門は、これも削減というわけにはまいりませんが、計画の上では一応達成よりもちよつとふえておりますけれども、民生部門、運輸部門などはふえておりました、御案内かと思っておりますけれども、二〇〇三年の速報値では八%プラスでございまして、そうだといたしますと、六%を削減しなきゃならないということになりますと二一%ぐらいの削減をしなければならぬ。といたしますと、これは追加的な対策をこれからどんどんとつけていかなければならぬということで、中環審、それから産構審等で大いに議論をいたしました、これから、二〇〇八年の京都議定書の現実の義務化が始まる前に何とかしなければならぬということ、現在、先ほど申しました京都議定書

目標達成計画でいろいろな措置を考えているわけでありませぬ。

同時に、先ほど申しました合同会議におきまして、私も総理にお目にかかって、実際に計画で書いてあるけれども、それをどう実行するかということが大事である。まず政府が率先して実行すること、さらに、政府の各省がばらばらにやっていたのはだめなので、これを政府間で連携をして、協力をして、政府が一体となって進めていかなければならぬし、また、それぞれの施策も、それをポリシージャクセス、ポリシーを組み合わせてやらなければ、ばらばらにやっていたのでは、いい政策も実現の効果が上がらないということ、申し上げて、ぜひ総理のリーダーシップをお願いするということで、達成計画がもうすぐ閣議決定されるのだからと思っております。

そして、法律の面では、本日御審議を願っておりますこの推進法の一部改正と、それから省エネ法の改正、それからもう一つ、流通業務の統合化及び効率化の推進に関する法律ということで、これは、なるべく生産と流通と、それから輸出等の問題、こういうものを省エネで効率よくやろうというふうな法律でございませぬ、これは私のきょうの課題でございませぬ、これは私のきょうのことだろと思うんですけども、これらはいわばワンパッケージでございます。

私、何回か参考人に呼ばれておりますけれども、きょう非常に難しいのは、この法律だけがどういう意味であつてというふうな御説明をお願いをするのは十分でない、全体の中でこの法律がどういう意味を持っているか、これを御説明しなければならぬのではないかと、この点で、繰り返して申し上げますけれども、この推進法の改正はあくまでもパッケージの一つであり、しかも全体の中の一環であるということでございます。そこで、では、この法律の改正は何があるのか、どういふ点が改正されるのかということ、あります、まず一つは、長期的展望に立った温暖化対策の実施の推進に関する総合調整を、先ほど

申しました推進本部の役割とすることが法律に書き込まれます。つまり、計画をつくってということだけではなくて、実施の推進をする、そのために毎年チェックをする、合同会議もチェックをするということでございます。そして、政府の間で連携を図って、一体化して進めていくということでございます。

それから二番目が、先ほど永里参考人の方からお話がございました、温室効果ガスの算定・報告・公表制度を導入するということでございます。

これは、一つは、国にとつては、先ほど申しました、これは、大企業、事業所、これは新しく運輸も入りますけれども、事業所からの温室効果ガスの排出量の報告を受けて、国としてそれを把握するということでございます。企業ごと、業種ごとに把握して、これを施策に国として全体として反映をさせていくということでありませぬ、都道府県ごとに集計して、都道府県などの地方自治体の政策に反映させるといふ意味でのデータとなると思っております。事業所、事業者は、みずからそれを毎年集計することによって、みずからが、では、これからは自分たちでどういふふうにして削減していくかという、みずからの取り組みに反映をさせていくということであろうかと思っております。

そして、一般の人にとつて見れば、公表をするということを通じて、最近、はやりでございます、いわば透明性があることによつて、世の中は、どういふふうに進んでいるか、それを通じて、情報的手法と申しますけれども、ですから、どこが何をしているかというよりも、世の中がどう動いているかということによつて、自分たちも何をしなければならぬか、先ほど申しましたように、実は民生などは非常に排出量があふえておりますので、事業者は何をやっているか、自分たちも何をしなければならぬかということ、自覚して参加してもらおうということであろうかと思っております。そこで、最後にお願ひ申し上げます、国民

各界各層が参加をしないと、今の状態ではこれらとも間に合わない。先ほど申しましたように、今の状態では、今の施策を進めても、恐らく六％は足りないという感じがしています。

そこで、国会の先生方もぜひリーダーシップをとっていただきたい。総理もリーダーシップをとるといふふうにおっしゃっていただきましたけれども、ぜひリーダーシップをとって、この法律だけではなくて全体を見て、我が国がこの温暖化の問題についてリーダーシップをとれるような施策をぜひ進めていただきたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

どうもありがとうございました。(拍手)
○小沢委員長 ありがとうございます。

次に、鮎川参考人をお願いいたします。
○鮎川参考人 おはようございます。WWFジャパンの鮎川です。

WWFは、御存じだと思いますけれども、一九六一年に設立された世界最大規模の自然保護団体で、約四百六十万人と約一万社・団体のサポーターによって支えられております。百カ国以上の国で活動しており、プログラムとしては、森林、淡水、有害化学物質、生物の種の保全及び気候変動プログラムが展開されています。気候変動プログラムでは、二十五カ国、五十名から成るグローバルチームが編成されておりまして、私はその中で日本担当をしております。二一〇〇年までの世界の気温上昇を二度未満に抑えるべく、最大の排出セクターである電力部門に焦点を当てたパワー・スイッチ・キャンペーン、企業の自主的取り組みとして削減目標を掲げ、それを第三者機関に検証、認証してもらうクライメート・セイバーズ・プログラム、そして日本においては、大規模排出者に向けた国内排出量取引制度の提案、及び一般の方たちの参加できる温DOWN化計画キャンペーンなどを展開しております。

ことし二月十六日京都議定書が発効し、ようやく国際的な取り組みが始まったということで、そうした中で、日本は京都議定書の約束を達成する

ために京都議定書目標達成計画を立てたことは評価したいと思ひます。しかし、この計画案は、以下の点で残念なものとなっております。

それは、九〇年以来日本の温室効果ガス排出の増大傾向をとめられなかった反省に基づいておらず、増大傾向が続いている分野や、特に排出量の多い事業者に対する新たな政策、施策が定められていない。それから、長期的に見て、脱温暖化社会構築を促す枠組みがなく、この達成計画案は排出を減少方向に向かわせるものとなっていない。新たなものと言えるのは、省エネルギー法の改正による省エネの取り組み強化、拡大と、本日議論されております温暖化対策推進法の改正による排出量算定・報告・公表制度でありますけれども、これ自体が排出削減につながるわけではなく、排出削減を担保するものもなっておりません。しかし、これは、排出実態を把握し削減対策を立てる上で第一歩でありまして、それについて以下のことを述べさせていただきます。

まず、排出の抑制という言葉があちこちで使用されているんですけども、これはすべて削減とすべきではないかという点です。

例えば、第一条「目的」のところに「温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置」とありますけれども、これは排出の削減とすべきではありませんし、ほかにも、「国の責務」「地方公共団体」では「削減」となっているのに、「温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の抑制」となっていますし、四章のタイトルも「温室効果ガスの排出の抑制」となっています。

既に先ほどお話があったように、二〇〇二年時点で排出量は九〇年レベルより七・六％増大しており、今は抑制等ということでは済む話ではなく、削減を担保しなくてはならないということが問題なので、すべてこの法案では抑制という言葉削減に置きかえるべきだといふふうに思ひます。

それから、公表の中身と方法についてなんです

けれども、それについてはいろいろ二十一条に書いてありますが、一般の人たちが見やすい形で公表されるのかどうかというところは不明です。そして、集計されたものでなく、個別の企業、業種、都道府県の排出量を私たちが知るためには開示の請求を行わなければならないのだとすると、本当の意味での公表に相当することにはならないと思ひます。

それで、排出量の情報開示は企業の社会的責任でもあり、そうした観点からも、本法律改正によつて、企業単位、事業単位、都道府県単位の排出量がデータベース化され、ウェブなどで開示されるべきです。その方が、一々開示請求をして、それに対応するという行政側の負担も軽くなるはずなんです。また、そういうふうになると、企業にとつての削減インセンティブもわきます。にもかかわらず、もし情報開示請求というハードルを国民に対して置くのであれば、それがなぜ必要なのかを説明していただきたいと思ひます。

それから、二十一条の八で、「温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる」とありますが、これは重要な点だと思ひます。というのも、この制度の運用に当たっては、ただ単に排出量を公表するだけではなく、事業者がどのようにして排出削減計画を立て、どのようにして実施し、その結果としてどのような削減量が獲得できたかということが適切に反映されるような公表の仕方にするべきであります。そうすれば、達成計画案でも述べられているように、国民、事業者全般の自主的取り組みの促進へのインセンティブ、そして機運を高めることにつながるからです。

その努力の中には、例えば、現在は寄附としてしか扱われていない自然エネルギー発電からの電力をグリーン電力証書という形で購入するいわゆるグリーン電力制度なども、排出量から削除する、あるいは削減量として記載し報告、公表できるようにすれば、グリーン電力証書購入の大きな

インセンティブにつながり、事業者にとつてはグリーン電力の購入が費用効果的な対策になり、欠かせない手段となります。そうすると、日本のおかれている再生可能な自然エネルギー事業全体の拡大、発展に寄与し、再生可能エネルギーの割合を高めることになると思ひます。

次に、温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者についてですけれども、先ほども言いましたけれども、これに対しては政策がなく、排出抑制のための今回のこの公表制度以外は何ら政策がないわけです。

WWFジャパンは、昨年来、国内排出量取引制度を導入すべきだと提案しております。この制度は産業界の方々に統制経済であると大いなる誤解をされてはいますが、実際は全く異なり、むしろ、排出枠の売買を行うことにより最も安いところで削減が行われる、コスト効果の高い制度であります。

国内排出量取引は、確実に削減量を確保でき、対象部門の削減費用を最小化し、CDM、JIなどの活用の明確なインセンティブとなります。また、直接規制に比べて個々の主体がとる対策の自由度が高く、余剰削減分が売却できるため、水準以上の努力をするインセンティブが働くなどの点において、大規模排出者に対しては有効な制度であります。また、CO₂排出をコストとすることで企業の経済活動の中に温暖化対策を必然的に組み込むことになり、これは、長期的に投資の傾向や金融市場における企業評価にも影響を与え、社会を脱炭素型へと誘導していく枠組みになります。

お手元にお配りしておりますWWF提案の概要をごらんいただきたいと思ひます。制度設計は、ここでも述べているように、いかようにもできるもので、この方向さえ確認できれば細部のルールについての議論が始められると思ひますし、むしろ、早急に議論を始めるべきだと思ひます。というのでも、御存じのように、EUではことしの一月より国内排出量取引制度のパイロット

フェーズを動かしました。そして、既に第二フェーズに向けた制度の見直しが行われております。ノルウェー、スイス、カナダ、オーストラリア、そしてアメリカでも国内排出量取引制度導入を検討中で、これもE.Uとのリンクを見込んで制度設計しています。

これらの制度が互いにリンクし合うことになる、日本だけがその取引市場から取り残されてしまうこととなります。これは日本経済にとってもマイナスになりかねません。また、こうした排出量取引制度のリンクによって、長期的には、実質的にアメリカを温暖化対策の枠組みの中に巻き込んでいくという戦略も考えられますので、国際的な観点からもこの制度は重要です。

こうした取引制度はこれからの環境政策の主流となるというふうに考えられておりまして、各国とも、やってみながらどんな制度にしたらいいかを学んでいるところです。制度におけるさまざまな基準やノウハウの蓄積が、日本が何もしないうちにとどんでん欧米諸国では進み、このままではまた欧米諸国に先に基準をつくられ、利益の観点からもこの制度に対する検討は重要だというふうに思います。

さらに、そのほか、目標達成計画の問題点はいろいろあるんですけども、民生に対する対策がないということ、これは政策が必要であります。国民運動だけでは一人一人のライフスタイルを変えていくことにはつながらないので、特に、環境税などのような制度も重要だというふうに思います。

それから、再生可能エネルギーについても、相変わらず新エネルギーという言葉が使われているんですけども、これは、未利用エネルギーとともに、再生可能エネルギーというふうに、世界で使われている言葉に改めるべきだというふうに思っています。それは、RPS法と言われている法律のRはリニューアブルということで、再生可能エネルギーというふうに訳されますし、このように世界で統一された言葉を使わないと、日本の状況は

世界に理解されないということがあります。

そしてまた、日本の再生可能エネルギー導入量が非常に低いことを考えると、RPS法だけではなく、再生可能エネルギーによる電力の固定価格買い取り制度、いわゆるフィード・イン・ローを考えるべきだと思います。特にバイオマスエネルギーに関してはこういう制度を導入し、またさらに、木質バイオマスによる地域分散型発電、コージェネレーションなどを導入して、日本の森林を活性化させるべきだというふうに思います。

次に、原子力発電なんですけれども、原子力発電は、発電の際にCO₂を排出しないとしても、ウラン採掘、燃料精製、濃縮、加工、製造、輸送、放射性廃棄物の処理などについては多大なエネルギーを使い、温暖化対策としては不適切で、京都メカニズムのCDM、J.Iの対象事業としても外されました。

そしてまた、日本の原発は既に二十年以上たつものが多くなり、その老朽化があらゆる問題を起こしておりました、その典型的な事例として、昨年、浜浜原発事故が起きました。CO₂排出原単位を向上させるために原発の設備利用率を上げるということが挙げられていますけれども、こうした事故の危険性をさらに増すことになりまして、その前には東京電力による定期検査のデータ捏造が発覚し、すべての原発を停止して、改めて検査をし直さなければならぬという事態が起こりまして、その場合に、代替電源として火力発電が使われたわけです。

そのように、原発は安定的な電源とは言いがたく、そして温暖化を防ぐために原発を主柱に置くということが明らかになつたわけです。ぜひ、温暖化対策として原発を柱に置くことは考え直していただきたいと思っております。

さらに、達成計画案には、原発の推進だけではなく核燃料サイクルの確立ということまでもが言われているんですけども、これは国際的に見て非常に問題だと思っております。

核燃料サイクル自体は、日本のエネルギー保障上の悲願ではありますけれども、これを確立している国は世界じゅうどこにもなく、非現実的なものであります。実際に日本でも、「もんじゅ」が事故を起こして以来とまっておりまして、プルトニウム利用は今MOX利用が中心になっていきますが、これも進んでいません。

そういうふうにプルトニウムの需要がない中で六ヶ所の再処理工場が稼働に向けて動き始めていますけれども、これは核拡散の観点から非常に問題であり、アナン国連事務総長も、三月二十一日付の国連改革に関する勧告において、ウラン濃縮及びプルトニウムの分離の能力については各国が自発的に差し控えるようというふうに述べ、核拡散の防止措置の強化の重要性を強調しました。なので、そうした世界情勢の中で京都議定書という国際公約を達成するために核燃料サイクルの確立が必要だと達成計画に書き込むことは、非常に問題だと思っておりますので、削除してほしいと思っております。

それから、長期目標の必要なんですけれども、IPCCは、気温上昇が二度以上になると、特異な種の絶滅など、サンゴの白化とかいろいろな影響が出てくると予測しています。既に〇・六度以上上昇しているということがあり、そして、WWFとしては、この十二月に発表した報告の中で、温暖化の現象というのは、気温だけではなくて、それによって起こる異常気象であるというふうにリポートしました。その中で、気温上昇を二度に抑えることでは不十分で、一・五度に抑え、その割合も十年に〇・〇五度以下にするべきだということにしています。

さらに、一月に発表したりリポートですと、この二度の気温上昇は、このままいくと二〇二六年から二〇六〇年の間に達成されてしまう。つまり、私たちが生きている間にも起こってしまう可能性があるということが報告されました。三月下旬なんですけれども、E.U閣僚理事会においては、二度未満という目標を決め、そして、

そのためには、二〇二〇年までに一五から三〇%の削減をする必要性があるという結論を出しました。また、我が国の国立環境研究所を中心とした二〇五〇年目標検討チームも、地球の気温上昇を二・六度に抑えるためだとして、日本は二〇五〇年までに七・八・三%から八四%の削減が必要であるというふうに言っております。それから、先日開かれた中央環境審議会の国際戦略専門委員会でも、二一五〇年までに気温上昇を二度に抑えようとすると、二〇五〇年で世界規模で約五〇%の削減をしなくてはならないと。

そういう意味で、日本がまずやらなくてはならないことは、二一〇〇年という長期目標に向かって、地球の平均気温をどこで抑えるのかということを決め、それに対して、二〇五〇年、二〇三〇年、そして今、何をしなくてはならないかということを確認に示すことです。それがないと、その上で京都議定書目標を達成するというようなシナリオを書かないと、説得力を持たないわけです。

二〇二二年以降の地球規模での削減に向けて日本がリーダーシップをとりたいと思えば、まずそういうふうに長期的目標を示し、そこに到達するための一里塚として、京都議定書の目標を経済効果的な方法で達成するビジョンを示すことだと思います。

最後に、この京都議定書目標達成計画は、このまま五月に、パブコメが二週間ありましたけれども、国会で議論も経ずに閣議決定されるということなので、この法案と同様に、ぜひ国会の場で、皆様方、先生方に、幅広く透明の議論を行って決定していただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。(拍手)

〇小沢委員長 ありがとうございます。

次に、畑参考人にお願いたします。

〇畑参考人 おはようございます。畑でございます。私の所属しております気候ネットワークにつきましては、皆様のお手元に、きょうは青い、こういうニュースレターを配らせていただいております。

す。地球温暖化問題に取り組んでおります環境NGOでございます。御参考までにごらんいただければと思います。

私の意見は、お手元に配らせていただきましたレジュメに沿ってお話をさせていただきたいと思っておりますので、そちらの方をごらんいただければと思います。

それではまず、本日の審議にかかっております地球温暖化対策推進法の改正案についてでございます。

ここでは、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度、これが導入されるということで、これは、基本的にもろろいいことであると思いますが、当然のことであって、遅過ぎたくらいかなというふうにも思っております。それについて幾つか申し上げさせていただきますが、まず公表の申身とその方法についてです。

排出量のデータは、事業者から報告される種類の量も公表するようにしていただきたいというふうにも思います。この本制度のエネルギー起源CO₂の部分は省エネ法の定期報告制度によるわけですが、省エネ法では、化石燃料の種類別の使用量、重油ですとか石炭ですとか、そういったものは経済産業省に報告されているわけでございます。したがって、この制度でも、燃料種類別の排出量も公表するようにすべきと考えます。

それから、新しい部分であります代替フロン等三ガス、HFC、PFCについては、地球温暖化係数の違う物質が幾つかありますので、それぞれに報告される仕組みになると考えられますので、その種類別についても公表するようにしていただきたいというふうにも思います。

それから次に、データの公表についてですが、法案には書かれておりませんが、公表されるのは企業別などに集計されたデータというふうになっております。ですけれども、これは、データはコンピューターでデータベース化して保管されるので、公表は容易でしようし、もともと公表対象であり公表可能なはずなのに、なぜ

事業所単位のデータがこのような面倒な開示請求が必要なのかというのが、少し腑に落ちません。ぜひ、事業所単位のデータも開示請求なしで最初から見られるような形にしたいというふうにも考えます。仮に開示請求が必要ならなるとしても、開示請求を行ったのに事業所単位のデータが開示されないというふうにはないようにしていただきたいというふうにも思います。

それから次に、いわゆる企業秘密の扱いについてでございますけれども、温室効果ガスの排出量が企業秘密に該当するというのは、さまざま分野を見ても、常識的には余り考えにくいのではないかと考えます。先ほどPFCの例というふうなお話もございましたけれども、企業秘密に該当するかどうかについては、やはりきちんとした基準を設定して、公表を原則とした厳格なものとしていただきたいというふうにも思います。

PRTR法、いわゆる化学物質の排出量の把握管理の法律においては、行政手続法で秘密情報の審査基準というものが設けられておりますので、そのような厳格なものにしたいだけというふうにも思っております。

また、企業秘密となる場合でも、もとの情報を主務大臣も持つような仕組みとすべきではないかというふうにも考えております。

続きまして、先ほどから議論に上っております法律も含めて、地球温暖化防止のための京都議定書目標達成計画について幾つか意見を申し上げますさせていただきます。

まず、策定過程等についてですが、まず一点目として、京都市議定書目標達成計画の案の策定においては、従来の政策、ここでは、一九九〇年地球温暖化防止行動計画、その後、九八年、二〇〇二年と地球温暖化対策推進大綱があったわけですが、これの政策がやはり不十分であったというところで、現在まで日本の二酸化炭素排出量がふえ続けているというところから従来の政策の分析とか総括、反省というのをきちんと行うべきであろうというところであります。

それから次に、策定過程についてであります。これについては、開かれた部分も従前よりは多少はありますけれども、どちらかといえば、やはり情報公開が不十分な中で行われているということも変わっていないのではないかと考えます。市民参加といえ、非常に形式的な審議会のパブリックコメント、意見募集だけでありまして、国会の審議はおろか、承認も必要ないということでもあります。

特に、今回の達成計画案に対する意見募集は、通常いろいろな意見募集は一月程度なわけですが、その半分の二週間と極めて短いものであります。これは、いかにパブコメといわれるものが形式的で、政府が市民の意見を真摯に反映するつもりがないのかということを示していると思わざるを得ないですね。

温暖化対策というのは、実施においてすべての主体の参加が必要で、一部の企業とか一部の市民だけがやればよいという話ではありませんから、策定過程におけるこのような参加の欠如は大きな問題だと考えております。

次に、内容についてであります。まず、全体に、この達成計画の案は六割ぎりぎりという形で組み立てられておりますので、どこか一部でもうまくいかなないと、その分だけ直ちに外国から買ってくる京都メカニズムでカバーせざるを得ないという形になっておりますので、もつと余裕を持って確実に達成できる全体構成とすべきだろうというふうにも考えます。

次に、全体の目標の数値は、その表一に示したのようになっておりますが、基本的に、森林吸収源と京都メカニズムに合せて五・五割を依存し、国内削減分はマイナス〇・五割にすぎないという点は従来の大綱と同じであります。率先して国内で削減して先進国としての責任を果たすというものにはなっていないという点で大変残念に思います。エネルギー起源CO₂の目標については、むしろ、従前はマイナス二割だったものをプラス〇・六割に大幅に緩めてしまった、後退し

たという面もあるかと思っております。このエネルギー起源CO₂ですとか、この後触れますが、代替フロン等三ガスの目標を強化すれば、現在森林吸収と京都メカニズムで五・五割の分を四割は減らして、一・五割まで依存を減らすことが可能だというふうにも考えております。

次に、京都メカニズムについてですけれども、達成計画の案の中では京都メカニズムは一・六割というふうになっているわけですが、それ以外に、既にエネルギー起源CO₂の対策の中で電力のCO₂排出原単位削減の一部として京都メカニズムを使うということが明記されております。これは一・六割の要するに外ということになっておりますが、これはやはりできるだけ国内で目標を達成するというところで、京都メカニズムは一・六割を上限とし、特に、エネルギー起源CO₂の計画案ではプラス〇・六割の目標になっている部分に関しては、京都メカニズムは用いないで国内削減に限るべきであろうというふうにも考えます。

次に、代替フロンの目標についてですが、これはその次の三ページの右の方の図一というグラフをつけてございますけれども、現在まで非常に減っているにもかかわらず、達成計画案では、二〇一〇年に向けてV字型に大幅に増加を容認するという形になっております。これは、代替フロンについては、現時点からふやさないという目標値にすればマイナス二割まで引き下げることができると考えます。

それから次に、エネルギー起源CO₂に関する経済成長率、それから原発の設備利用率の問題に關してでございます。

エネルギー起源CO₂の各部門の目標は、三ページの表二のようになってございますが、ここで、一つは経済成長率の設定を途中で変更しているということがあります。ことしの一月の閣議決定があつて、その策定過程の途中で下方修正されたわけですが、それが表三というところでお示ししているものです。

また、この達成計画の案は六割ぎりぎりという形で組み立てられておりますので、どこか一部でもうまくいかなないと、その分だけ直ちに外国から買ってくる京都メカニズムでカバーせざるを得ないという形になっておりますので、もつと余裕を持って確実に達成できる全体構成とすべきだろうというふうにも考えます。

これ自体の是非をとかやく言うものではないと思いますが、経済が上向いたからといって目標達成が危うくなることはないように、余裕を持って目標を達成できる計画の組み立てにすべきだろうということがあります。

それから次に、原発の設備利用率に関しては、目標達成計画案に出てきます八七から八八%という数字は、過去に一度も達成したことがない非常に高いものであります。これは、最初の大綱のときに、原発二十基増設という、絶対に実現不可能なものが含まれていたのですが、ほとんどそれと同じことであろうというふうに考えます。原発の設備利用率の引き上げは、やはり安全性の確保が前提であり、それが示されない限りは行うべきではないですから、目標達成を危うくするような極めて高い数字で数字合わせをするというところは改めて、安全に配慮した、余裕を持った設備利用率とすべきであるというふうに考えております。

次に、三ページの一番下のところから、産業部門の目標を強化すべきだろうということであり、これは、次の四ページの方に参りますが、一部産業界の方などが、産業部門は努力してCO₂排出量を横ばいに抑えているというふうにおっしゃいますが、その表五でお示しましたけれども、二〇〇二年までの変化を見ても、生産量、生産指数は約八%減っているのに対して、CO₂排出量は横ばいであって、生産減と同程度には減っていないわけです。つまり、効率は悪化しているというところで、横ばいは努力の結果というより生産減のおかげであるというふうに言えますので、この八・六%削減というのは自然減程度でありますから、もっと目標の強化が図れるだろうというふうに考えております。

ただ、誤解のないように申し上げますが、私は日本の企業の努力を否定するものではありませんが、むしろこういって進めることで、省エネ、自然エネルギー等の分野、日本企業の競争力も増して、日本の経済にもプラスになるというふうに考えております。

最後に、政策についてでございます。

肝心なのは、やはり数字合わせではなくて削減対策を押し進める政策、規制ですとか経済的手法等の裏づけであるということであるんですが、達成計画案のその部分は残念ながら非常に弱いということであり、具体化されているのは、本日審議をされている地球温暖化対策推進法の改正、それから運輸部門の事業者等に計画策定等を課す省エネ法の改正、それから流通効率化の法案にとどまっています。この達成計画案では、政策手法の総動員という言葉が出てきますが、残念ながら実態はそういうふうになっておらず、政策の裏づけが非常に乏しいというふうに考えます。

私はそこに幾つか挙げてございますが、炭素税、環境税、石炭火力発電の抑制策、それから住宅、建築物の断熱基準の規制化、機器や住宅の性能表示の義務化、代替フロン等三ガスの使用規制といった実効性の高い政策措置が入っていないわけですが、こういうものを早急に入れていくべきだろうというふうに考えます。特に炭素税、環境税については、規制が及びにくい民生、運輸部門を含め、すべての主体に課税による価格インセンティブ効果で削減を促すことができる必要不可欠な政策だと考えます。達成計画案では、「検討を進めていくべき課題」というふうにされておりますが、これではやはり不十分だということに思います。

国内で削減を余裕を持って確実に達成していくというためには、政策の実効性を抜本的に強化することが急務であるというふうに考えます。達成計画案に盛り込まれていない実効性の高いこれらの政策措置を、仮に達成計画がこのまま決定されても、その内容にかかわらず、早急の実施に移していただきたいというふうに考えます。それに際しては、国会の議員の皆様方のリーダーシップですね、ぜひ政府を叱咤して、こういった政策を早急に進めていただければというふうに考えます。

以上でございます。

○小沢委員長 ありがとうございます。以上で参考人の方々の意見の開陳は終わりました。

○小沢委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大野松茂君。

○大野(松)委員 おはようございます。自由民主党の大野松茂でございます。

本日は、参考人の皆さん方には、大変お忙しい中をおいでをいただきまして、それぞれのお立場から示唆に富む貴重な御意見を賜りまして、心からお礼申し上げます。時間の制約がありますので、本題に入らせていただきます。

京都議定書が本年の二月十六日に発効になりました。我が国といたしましても、国際約束である六%削減目標を遵守するために、総力を挙げて取り組んでいかなければならないわけであり、今回の法改正の柱の一つであります。この温室効果ガスの排出量の算定・報告・公表制度の導入は、これが直ちに排出量の削減につながるものではないものと思われましても、国民にとりましては知る権利の拡大につながります。一方で、事業者にとりましては環境対策への一層の取り組みを進める動機づけになるものと考えております。

この算定・報告・公表制度の導入につきましては、それぞれ触れていただいているところでございますが、改めて、この制度の意義、またその効果につきましても、各参考人の方々の御見解、また忌憚のない評価をお願いできればと思います。恐縮でございますが、順次お願いいたします。

○小沢委員長 それでは、永里参考人から順次お願いいたします。

○永里参考人 永里でございます。

この法律は、一定の報告を義務づけるわけですが、今回の公表制度というのは、企業秘密に属することに留意していただければ、情報の統一性を図るといった観点からも、温暖化対策を進める上で有用だと考えています。また、排出量を意識している企業と意識していない企業では、意味合いが全然違います。そういう意味で、この法律は意識させますので非常に有用だろうと考えています。

また、民生、運輸に関しては今までも効果が上がっていませんが、そのところに関しましては非常に効果を発揮してくるんではなからうか、こう考えております。

以上です。

○森脇参考人 私は法律家ですので、一つの法律で何から何までやることはできないわけですが、この法律は規制法ではございません。先ほど申し上げましたように、国にとつてみれば、現在の排出量を企業別あるいは物別に何が出ているかというところを把握するというのがまず第一です。そして、国が施策を立てていくために今後どういふふうな施策を立てていけばいいかという、国に与える問題であります。

それから、義務を課せられている業界にとつてみれば、それを把握することによって、公表するかどうかにかかわらず、自分たちとしては何をやるかということのインセンティブになるわけです。

それから、一般の人にとつてみれば、それを知ることによって、知る権利、情報的な手法と申しましたが、それによって規制をしようとかということではありません。それからまた、知る権利を通じて、自分たちも何をすべきやらないかというところのインセンティブになるわけですから、くれぐれもこれで規制の手段にするということではありません。

また、危険な化学物質に対してそれを監視する制度ではありません。

○鮎川参考人 この公表制度というのは削減のまず第一歩です。自分たちがどのくらい排出しているかということを把握することによって、何に

よつてどのぐらい排出しているのかということがわかることよつて対策が立てられるわけですから、そういう意味で、これは本当に削減の第一歩です。

私たち、クライメート・セイバーズというのをやっているんですけども、やはりそのペーパースライムとか、その企業がどのぐらい排出しているかという数字を把握して、その上でどのぐらい、どの部門でどうやったら削減できるかということと計画を立てられますので、これは本当に基本なこと、それをやはり国民も、どこの企業もどのぐらい出して、そして、どういう努力をしてどういうふうな削減したのかということがわかるようになれば、もつとすぐ社会が透明になっていって、削減に向けたインセンティブというのが沸き起ると思っています、これはぜひ実現させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○畑参考人 やはりこの制度はすべてのベースになるものだろう、この排出量の報告、公表ということですね、非常に重要なものだというふうな考えております。

今、大野委員おっしゃいましたように、やはり国民、市民の立場から、知る権利とか情報公開とかそういう点でも非常に重要だというふうな考えでおります。これは企業にとつても、努力をしている企業、進んでいる企業というのは正当に評価をされるという意味でも非常に重要なものだと思います。

この中で、追加情報というか参考情報というふうなものと一緒に報告できるということになっておりますから、先進的な企業はそういうところできちんと説明をして取り組みを報告することもできますし、いろいろな事情についても説明することができるようになっておりますから、そういう点でも、企業のそれぞれの取り組みがきちんと評価をされるということにおいても非常に重要な一歩になるといふふうに考えております。

○大野(松)委員 ありがとうございます。

現在、政府におきまして策定の手続が進められている京都議定書の目標達成計画、このことについて森脇参考人にお伺いしたいと思っておりますが、今後の地球温暖化対策の基本的考え方といたしまして、点から面、あるいは面、ネットワーク、こうしたことの対策という発想が打ち出されたと同つております。

これまで行われてきましたように、個別のエネルギー機器の性能を高めるであるとか、あるいはまた個別の工場ごとに規制を行ったというようなところから、地域あるいはまた都市といった面的な単位で対策を行っていくとするものがございます。これは、国民が総力を挙げて連携して対策に取り組みむといった意味におきましても非常に重要な考え方であると思っておりますが、面あるいはネットワーク、こうした対策の意義、効果につきまして、中環審でも要職をお務めになられてこれらを進めておいての森脇参考人の立場からお伺いいたします。

○森脇参考人 なかなか新しい技術を開発してというのには時間もかかりますしお金もかかるんですが、今ある単体を組み合わせることでもかなり効果があると。特に、各省庁がばらばらにやっていることを、協力して、各省が連携をして、そして各業種が連携をするということで、例えば一つの例ですと、余り個別の名前は挙げませんが、モデル地域をつくりまして、ガス事業と電気事業と、天然ガスを燃やして冷房、暖房がある地域で新しく開発するときに、一万二千戸ぐらいの地域で開発で、東京のあるところと一緒にやりますと、冷房、暖房を全部地域で協力してやりますと、ばらばらにやるのに比べて二七％CO₂が削減できたとさうです。

それを今、内閣官房がイニシアチブをとりまして、各省を集めまして、たった今で十幾つかのプロジェクトを始めましてモデル事業をやっております。それはいろいろな試みをやっております。総理も大いに乗り気で、これをここ一年ぐらいのうちにどんどん広げようというところでやっております。

おります。恐らく、国会でも御質問なされれば、具体的な名前とどんなふうにあれするかというので、これはコストの面でもそれから各省の連携も、私は何つていて、思ったよりはスムーズにできる。規制なんかも、今までやればできたものが各省ばらばらにやっているものですからできなかったとかということですので、私は将来に向けて非常に効果のあるやり方だと思います。

各省庁の連携も若い人たちがやるとうまくいくのではないかと思っていますので、面的に広げる、あるいはネットワークを組んでやっていく事業というのは、思ったより効果が上がるものだというふうな考えております。

○大野(松)委員 ありがとうございます。

永里参考人にお伺いしたいと思えます。経団連におきましては、そうした異業種間の連携ということも進められているようでございますが、経団連では、自主行動計画を策定いたしまして、着実に効果を上げて評価を受けていると思っております。

さまざまな情報の収集を行い、それを分析、研究して企業に提供する、こうしたお仕事を進めておられるお立場から、今後の我が国の温室効果ガスの削減効率の観点から、今回の法改正についての評価についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○永里参考人 お答えします。

絵にかいたもちではよくないので、実際にむだなことを排し省力化していくことに関しましては、今までやられていなかった日本のコンビナートなどの異業種提携というところについてちよつと御説明したいと思います。

原油からナフサをつくる石油会社とナフサから各種素材をつくる化学会社が協力的体制を築き、効率化する異業種提携というものを今、後押ししております。生産過程で出る余分な副生物の相互作用に加え、共同施設や合併会社を設置する動きも出てきております。

具体的には、いろいろなコンビナートがあるん

ですけれども、例えば千葉県の話をします。エチレン生産量が国内最大の千葉地区では、四月、三井化学と出光興産が合併でポリエチレンなどの主要二樹脂の事業統合会社を設立させています。生産販売の合理化などで、二〇〇八年までに年一十億円のコスト削減を目指す、コスト削減ということは、要するにエネルギーを使わない、炭酸ガスを出さないということでもあります。ことしの二月に包括提携を結び、ナフサ輸送船の共同運航、それからナイロン繊維の原料となるベンゼンの需要逼迫に対応した生産設備の再稼働など、次々と手を打ってきております。

これで、理論値としての、省エネポテンシャルといいますが、この千葉一地区、六十四万キロリットル年間削減できることがわかったんですね。これは国内の原油消費量の一日分に相当します。こういうようなことは、これはポテンシャルというか理論値ですから歩どまりというのはあるんですけれども、八地区コンビナートがありまして、そういうところでやっていけばかなり効果が出てくると思っております。

以上です。

○大野(松)委員 時間もなくなってきたんですが、鮎川参考人にお伺いしたいと思えます。

実は、たしか前回、平成十四年度の本法の改正のときにも参考人として御出席をいただいた記憶がございます。貴重な御意見を聞かせていただいたところでございますが、そのときと比べて我が国の地球温暖化対策というものはどのように変化したと思われておりますか。あるいはまた、順調に対策が進んでいるのか進んでいないのか、あるいは後退したと考えるのか、進んでいるとお考えになるのか。あわせて、あるべき姿についても聞かせていただければありがたいと思えます。

○鮎川参考人 ありがとうございます。

一番冒頭にも述べさせていただきましたけれども、進んでいないと思えます。実際にあのときに大綱が批准に向けてつくられたんだと思えますけれども、大綱の時点でも、結

局それまでの温室効果ガス排出の増大傾向に対する対策は何ら立てずに、国民運動とか自主行動計画に依存した部分でやってきたと思えますけれども、今回も、公表制度と省エネ法強化以外には何ら削減量を担保する法案は入っていないんです。ですから、本当に残念だということをおっしゃいます。

昨年一年かけて第一ステップをすこ細かに情報を集めて検討、分析してきたにもかかわらず、今回出てきた目標達成計画は、そういった増大の要因分析が不十分で、その要因のところに対する策というものが、そして増大している部門に対する策というものが、そしてさらに四〇%以上を占める大規模排出者に対する策というものが全くないで、私としては非常に残念ですし、これからの見通しとしてはより難しいと思うので、やはり二〇〇七年の見直しのときには、環境税も含め、国内排出量取引といった確実に削減量の得られる経済的措置を導入していただきたいというふうに思っております。

○大野松委員 貴重な御意見をいただいてありがとうございます。これからの審議の中に生かさせていただきます。

○小沢委員長 次、長浜博行君。

○長浜委員 民主党の長浜博行でございます。きょうは貴重な機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。

また、すばらしい参考人の方々に来ていただきました。十五分ではなかなかポイントしかお聞きすることができないわけですが、私、一番私と全く問題意識が同じだなと思われた部分は、改正案の第一条、これはなぜ「抑制」という言葉を使うのかということですね。

CO₂の削減を考えなければいけないというのは、日常会話でもしておりますし、別にこの法案だけではなくて、森脇参考人がおっしゃられたように、この法案自体は、この問題を取り扱っている人間からすると本当にささいというか一部の部

分です。環境に優しい企業、環境対策に熱心な企業を消費者は評価し、その企業のサービスや製品を購入するというのが望ましいのでして、先端的な企業は自主的に温暖化ガスを公表し、企業の社会的責任、CSRを追求しています。そういう意味で、自主的にこういうことは削減していきたいと考えております。

この委員会は与野党ともに非常に環境意識の高い議員の集まりでありますから、この法律の書き方の中における、ただか漢字二文字でありますけれども、こういう意識のとらえ方であると、これもまたある参考人の方がおっしゃられた、別の今状況で言っているわけじゃないですが、過去の歴史を反省していないというか、その状況の認識の仕方が甘い。別にローマ・クラブの「成長の限界」のときを基準とする必要はないですが、せめて京都議定書の九〇年を起点としても、もう既に十五年ぐらいたつたわけでありまして、もう既に十五年ぐらいたつたわけでありまして、もう既にそういう中における、この第一条の中での削減と抑制の問題をどうお感じになったか、永里参考人からお願いたします。

一般的に、たくさん温室効果ガスを排出していることは悪いことだ、こう言われても困るんだというの、評価というのは原単位の改善ですべきなんです。例えば、液晶の場合なんか考えますと、液晶をつくる過程でエネルギーをかなり多く使用します。しかし、できた製品は極めて省エネ製品になっていきます。製品をつくる段階、使用者に運ぶ段階、使う段階、廃品になり回収する段階、すべてのトータルで温室効果ガスの排出量を少なくする、削減するの、一番いいのでありまして、そういう意味では、各自が一生懸命努力してやるということに意味があるものでありまして、削減はおのずとみずからやるべきことだというふうにお考えいただけます。

抑制ということで産業界が甘んじているわけではなくて、自分たちはちゃんとやろうと。そして、そういうことをやらない会社、企業というのは世間から脱落していくというふうにお考え

ります。環境に優しい企業、環境対策に熱心な企業を消費者は評価し、その企業のサービスや製品を購入するというのが望ましいのでして、先端的な企業は自主的に温暖化ガスを公表し、企業の社会的責任、CSRを追求しています。そういう意味で、自主的にこういうことは削減していきたいと考えております。

○長浜委員 同じ質問ですが、森脇参考人にお願いたします。

○森脇参考人 立法のときに、平成十年の立法です。それから、私もそこで議論をしたはずですけども、申しわけありません、テクニカルな議論は、今詳細は覚えておりませんが、当時の考え方としては、安定化ということを考えておりました。それから、国民各界各層ということで、抑制等という形で考えておりました。

ビヨンド京都を考えると、恐らく削減と抑制とを併用していかねばならないと思っておりますけれども、テクニカルには、全体を含めて、しかも安定化ということで抑制を使つたのではないかと、あつて抑制という言葉を選択したか、ちよつと覚えておりませんが、少なくともこの言葉は、当時の、平成十年のときの言葉です。

しかし、法律家ということを離れて、テクニカルリテラシーを離れて考えますと、現時点では、やはり削減と抑制とで、少なくとも精神的には削減という言葉で考えていかなければならないと思っておりますけれども、これはあくまでも技術的に使つて、全部をひっくり返して、しかも安定化というところで考えたことではなかったかと思っておりますけれども、ちよつと今、そのときにした議論ははっきり思い出しません。

○長浜委員 鮎川参考人には問題を提起いただきまして、畑参考人、お願いたします。

○畑参考人 今、長浜委員がおっしゃって、私も全く同じように思います。削減というふうにはやりすぎだろというふうにお考えます。これは今、森脇さんもおっしゃったように、平成十年とか九八年の、最初にこの法律ができたときから抑制というふうになつていたと思えます。そのときにも、私も環境NGOでは、これはやはり削減というふうにするべきだということで見解を申し上げておりましたけれども、ずっと抑制で来ているということがあるんだろと思えますが、本当に、私も、これはやはり今後長期的にも減らしていくということを含めて、削減という言葉が適切だろうというふうにお考えます。

○長浜委員 基本的には、どういう国づくりがいいのかと言われれば、法三章のごとく、余り法律などをつくらずに、決める事をつくらずに、成熟した民主主義の社会の中で、意識の高い方々がほぼ一〇〇%という状況の中で、自主的努力をして結果が達成されればいいんですが、そうじゃないので、だれも規制緩和の時代の中で強化する分野が存在し続けるということは喜ばしい範囲ではありませぬけれども、やはり性善説の限界、これはちよつと言ひ過ぎかもしれないから、自主的努力の限界の中において、こういう法律をきょうも議論せざるを得ないということ、ぜひ参考人の皆様にも御理解をいただきたいと思えます。

我が委員会の委員長におかれましては、CSRの観点からいっても、環境情報の公開には大変熱心な方で、法律案などつくられて、御努力もされていくようにありますけれども、その価値をどう高めていくかという中における企業の役割、これも大事であります。

もう一点、やはり、この間も質疑のときに、良識ある与党の議員の方からも指摘がありましたけれども、達成計画案のパブリックコメントが二週間というのはちよつと短いのではないかと。あるいは、きょうの参考人の御指摘にもあるように、この計画案が、パブリックコメントが形式的に受け取られただけで、あとは国会で審議的ない、こういうことはどういう状況なのかということ、は、まさに自分が責められていることであつて、別に総理大臣を責めているとかじゃなくて、ここにいる環境委員会のメンバーが全員責められてい

るようにも感ずるわけでありませぬ。

政府が決定をする前のこの段階での、この法律を超えてでありますけれども、京都議定書の達成に向けてというものは、国会での質疑は十分足りておられるのか、まだすべきであると考えておられるのか、短くお一人ずつお聞かせをいただければと思っております。

○小沢委員長 時間がかかり制約がありますので、手短にお願いたします。

○永里参考人 短くお答えします。

私は、先生の御指摘のとおり、パブリックコメントも少なかつたし、そういう点では、もともと国民各主体の意識を高める意味からも、もともと検討してもらいたいと思っております。

○森脇参考人 私も中環審におりまして、ぜひ国会はもともとコミットしていただきたいというふうに思っております。

○鮎川参考人 私も、ぜひ国会でもっと議論をしていただけて、それがニュースになってテレビで報道されるというふうなことで、国民の関心を高めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○畑参考人 私も、もともと議論をしていただきたかと思っております。

皆さん、やはり、今回の目標達成計画では目標達成が危ういんじゃないかと思っております。やはり方、国会議員の方も多いと思っております。やはりそういうところをもっと十分に議論していただきたいというふうに思います。

○長浜委員 もう一つ、短いコメントをお願いしたいんですが、永里参考人から、経済と環境をいかに両立させるかということで日々お悩みをされていると。

これは、環境問題、いろいろなお立場の方がいらっしゃるんですけども、経済成長は限りなくないんだという方も少ないんじゃないかと、環境悪化の一途で構わないという方もいらっしゃるんじゃないかと、多分議論としては、本来ならば中間点に落ちつくという、経済学じゃありませんけれども、

落ちつくはずなんです、落ちついていないという状況の中で、この法案の中では、やはり企業秘密ということが一つ問題提起をされています。この企業秘密のあり方、この法案の中にも細かく書いていないわけでありまして、これをどう認定するかということが、実際の運用上の中においては、この法案が法律になった後の問題になってくると思っております。極めて厳格にとらえるべきか、それとも、自主的な企業の努力の中によつて企業秘密というのを担当大臣が判断していけばいいのか。これについてどうお考えでしょうか。

○永里参考人 先ほどの性悪説か性善説かということでありまして、性悪説に立っていきますと、ちよつと簡単に言いますと、私は、こういうことについて報告して、逆に責任官庁の方でそういうことがちゃんと、秘密が漏れないようにしたら、それはそれでいいんじゃないかと思っております。ところが、それがどういふことか漏れていくようなことになってはいけません。例えば、一事業所で単一のエネルギーを使っているような事業所があった場合に、その製品というものはコストがわかっています。そういうことは、先ほども言いましたけれども、コストがわかるような情報を公表してもらったら、その企業はもうそれだけで敵に塩を送るというか、いわゆる戦略的な情報を内外に流してしまいます。あるいは取引先に教えることになりまして、そういう点は守ってほしい、そういう観点から言っております。

○森脇参考人 私は法律家で消費者行政なんかにもかかわってききましたが、何のための公表で、何が秘密で守らなければならぬかということ、一般論で申しますと、安全にかかわるものであれば、多少秘密にかかわることであってもこれはできるだけ公表しなければならぬけれども、周りの人の安全にかかわらないものであるならば、何のために公表するかとの関係でバランスを考えなければならぬので、一般論として考えるという

わけにはいかない。この場合に、それとの関係で考えていく必要がある。知る権利というの、何のために知るかということと関係するから、公表することによつてどういふ利益が社会にあるかということとの関係で考えていくべきだと思っております。

○鮎川参考人 私は、企業秘密という定義とか、運用の仕方がすごく危ないと思っております。すべて企業秘密の枠にくくられてしまうようなことになると、せっかくこの公表制度ができたのに穴だらけになってしまうというふうなことがないように、やはり企業秘密はどういふ場合だということをお細かく定義して、そしてその基準というものがみんなわかるようにして、そういうような形で企業秘密の扱いをしていただきたいと思っております。

すべてが黒塗りが出てくるような、そういうような状況は起こってはならないし、この法律をつくる意味がなくなると思っていますので、その辺をよろしくお願いたします。

○畑参考人 私も気候ネットワークでは省エネ法に関する情報開示請求なども行いまして、そこではかなり黒塗りというふうなこともございました。やはりこれに関しては、原則公表というか、厳格な制度にしていきたいというふうに考えております。

○長浜委員 きょうの参考人からの御意見でも、地球温暖化対策の中でのこの法案というのは本当に一部分でしかすぎないということが一つ、それから、今の御意見を拝聴する中においても、国会での質疑がまだ十分ではない、その国会を通して国民に周知徹底も十分でないという意見も開示をされましたので、委員長におかれましては、閣下、つまり提出されている法案以外にもこの環境問題というのは論ずる必要があるということでございますので、今後の国会の会期等を含めて、十分な質疑時間を確保されてこの問題を論じられるようお願いをして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○小沢委員長 次に、石田祝稔君。

○石田(祝)委員 公明党の石田祝稔です。きょうは、四名の参考人の皆様、大変に貴重な御意見をお聞かせいただきましてありがとうございます。

法案のこれからの参考に資するというところで貴重な御意見を承ったんですが、私は、まず、今回四名の方に率直な御意見を、一つだけ、最初にお伺いしたいのです。

今、この法律をつくったり、また、経済産業省、国土交通省、いろいろな省がそれぞれの省の中で政策を設けてこの地球温暖化対策に取り組んでおります。正直申し上げて、私も今のままの政策で達成できるのかと思っております。皆さんの現在の実感として、第一約束期間で六%削減が今のままでできるかどうか、これは率直な個人の御意見でも構いませんので、それぞれ、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○永里参考人 大変難しい質問で、私自身もどうお答えしていいか。個人的に言うとう、達成は非常に難しいと思っております。

ですが、実は、そのために京都メカニズムなるものが用意されております。したがって、ここを柔軟に活用することによつて達成できるのではないかと、いろいろ考えております。

○森脇参考人 端的に申しますと、できません。現に、中環審の予測でも、九%ぐらいできない。京都メカニズムも、もしもサブリメンタリーということであるならば、一・六%ということであるならば、それを、一・六%京都メカニズムを利用して七%ぐらい足りないということになりますので、一層の追加的な対策を立てなければならぬというふうなことになります。

○鮎川参考人 私も、追加的な対策、つまり経済的な仕組みをつくらない限り、難しいというふうな思っています。

○畑参考人 今おっしゃった、今のままでは

う点では、やはり難しいと思います。

ですから、目標達成のためには、先ほど私申し上げましたが、いろいろな政策をまさに総動員していくということは今からやれば、何とかできるかなというふうに思います。

○石田(税)委員 それぞれ御意見をお伺いしましたが、ある意味では今のままでは難しいという御意見だったろうというふうに思います。

それで、じゃ、具体的にどうするか。私たちももちろん知恵を絞ってやらなければいけませんし、特に民生の部門について、お一人お一人の行動というものはやはり大変大事になってくると私は思います。しかし、残念ながら、環境の問題については、例えばばきのうとききょう、きょうとあす、その違いがお一人お一人ではなかなか実感ができない。こういうこともあって、やはり民生での取り組みが十二分ではない、私はこういうふうに思っています。

そういう中で、先ほどどなたかの議論の中でも、環境についてももっと関心を持ってやってもらいたい、こういうお話もありましたが、例えば、きょうこういう形で四人の皆さんに貴重な御意見を伺っても、これは多分あしたの新聞に、一般紙が取り上げるかという、これはなかなか取り上げるところは少ないのではないかと。環境専門の新聞とか雑誌であれば、またこれは別であろうと思えますけれども、なかなか皆さんの貴重な御意見が目につく機会というのは、私は、少ないのではないかと。

しかし、これが逆に、そういう大事な議論ではなくて、これから国会も、我々自身が率先垂範ということで、例えば背広とネクタイをやめて半そでのシャツにしたら、その絵だけは多分ニュースになると私は思います。しかし、本当の大事な議論というのはそれ以上進まないのではないかと。これは私たちの責任ももちろんあるわけですから、これから大いに取り組んでもいきたいというふうに考えております。

それで、皆さんの方から余り、大丈夫だという

お声は先ほどももちろんなかったわけでありませうけれども、そういう中で、これからの政策として、私お聞きをしたいのが、一つは環境税であります。

これについてはそれぞれいろいろな立場の方の御意見もあろうかと思いますが、環境税の中身についての細かい議論はいたしません、いわゆる環境税と言われているものについて、それぞれ参考人の皆さん、率直にどうお考えか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○小沢委員長 それでは、順次、端的にお願いいたします。

○永里参考人 お答えします。

税というものは、一たん導入しますと非常に硬直化し、そして肥大化していくというのは、戦後、先生方御存じのとおりでありまして、これが縮小していった税なんというのはあり得ないわけでありまして。したがって、新税を導入するときに非常に慎重にならなさいけません。

私は、この環境税の考え方である、そのもとになる地球温暖化対策ということについてのフィロソフィーといえますか、それは非常に賛成しております。そういう意味では、何となく地球温暖化に関する対策は打っていかなくちゃいけない。その対策の一つとして環境税というのは出てきたわけですが、大きな政府につながる新税の導入ということに関しては、まずやるべきこととは、今ある税の中をちょっと見直して、特にエネルギー関係の税を見直してもらって、その辺をちょっと削ってもらって、そうして、そのところこういう概念のものをに入れてもらったらいいんだらうと。私は、小さな政府を目指してほしいためにこういうことを言っております。

以上です。

○森脇参考人 先ほどの私の答弁、ちょっと修飾語をつけ加えさせていただきますけれども、今のままということ、皆様おっしゃいましたので、念のために、今のままでいくとどうしても足りないということでございます。

そういう観点から申しますと、環境税につきましては、私は、環境税に関する小委員会の委員長をやっております感じましたのは、環境税がいかに悪いかという前に、国民は環境税に対して必ずしも十分理解をしてくださっているわけではあありませんから、今のままでは、このままでは温暖化対策はできない。そうだとすれば、環境税というのは何のために要するのかということも含めて、社会全体が変わっていくために環境税はどういう意味を持っているのかということを含めて議論しながら、税全体の中の位置づけ、社会の中の位置づけということを議論しながら、環境税を、多分六%の削減だけじゃなくて、将来ずっと必要だと思えますけれども、その中で環境税を導入していくということが必要かと思っております。

社会の理解を得ながら、社会の全体の中に位置づけていくという中で、私は、環境税というのは必要ではなからうかというふうに考えております。

○鮎川参考人 私は、一般的に考えたタックスというふうな考えていたんですけど、すくなく、昨年度から議論されていた環境省提案の環境税がいいと言っているわけではないんですけど、一般的に、CO₂を排出するということに対して、これが環境に影響を与えているという意識を持つために、環境への負荷料金だというふうな考え方でやるべきだと。

ですから、税という言葉を用いたことが間違っていたのかなと思えますけれども、例えば家電リサイクル法で、家電を処分する際にはリサイクル料金を払うわけですね。では、そういう法案と同じ考えで、CO₂を排出することに対してはCO₂料金を払う、そういうような形でやることによつて、例えばそれがレシートの段階で各消費者に、幾ら自分はCO₂を排出したからそれを払っているんだというふうな意識を持ってもらうためには、炭素排出を削減する上で非常に重要な一つの経済的措置だと思えます。

○畑参考人 私は、この環境税、炭素税というのは非常に重要な、必要不可欠な政策であつて、早期に導入すべきだというふうに考えています。先ほど石田委員も民生部門というようなことをおっしゃいましたけれども、民生、運輸部門に対してそういう削減を促せる政策手法というのがほかにないわけですね。そういうことからしても、ぜひ早急に入れていくべきだと思えます。

それで、これは今少し議論がございましたが、昨年の環境省等の提案の財源調達型ということではなくて、本来これは課税によつて価格効果を上上げる、いわゆる価格インセンティブ効果ということに削減を促せる、ですから民生や運輸にもきくこととさせていただきますので、その際はほかの税を減税するという形で税収中立型の制度設計ということも可能ですから、そうすれば、大きな政府、小さな政府という点でもニュートラルな仕組みで導入することも可能でございますので、ぜひ早急に導入すべきというふうに考えます。

○石田(税)委員 それぞれ、ありがとうございます。

税はどつちにしる、取られるときの一つの痛感、それによつてその税に対する意識、そして、なぜこの税が導入されているのかという、本人に對する覚せいというふうなんでしょうか、そういうものもあると思えますし、また、その集められた税を使うという、いわゆるいただくときの痛感とそれからそれをどういうふうに使つかという財政的な問題と、私は二つの面であらうかとこれは考えていける、工夫ができるものではないか、こういうふうな思っております。

そういう中で、石油、石炭については現在でも大変な負担をいただいておりますので、そういうものとの整合性も、これはもちろん考えていかなきゃいけない、こういうふうに思っております。

最後になりますけれども、原子力発電で若干お聞きをしたいんです。

確かに、発電所をつくるときの最初の段階か

ら、廃棄、そしてそれを閉鎖して、最後のところに行くまでのエネルギーを全部計算すると、これは果たしてどうなのかという御議論もあろうかと思えます。既にこれは発電所があるという前提の中で、現在稼働しているわけですから、その現在から、これから将来に向かっているCO₂の排出という観点で、この原子力ということはどうとらえていくか。

この点について、もう時間がありませんので、永里参考人と鮎川参考人、それぞれに、ちょっと短くお願いしたいと思います。

○永里参考人 時間がありませんので、結論だけ言います。

安全に非常に気をつけて稼働させることによって、原子力は、日本のエネルギーセキュリティの観点から必要である。これは地球温暖化対策のCO₂を発生させないという意味でも意味があることであります。このことを持つこと自体が非常に意味のあることだと思っております。

○鮎川参考人 私は、自分の先ほどの中で長々と述べさせていただいたんですけれども、現在稼働しているのは安全に使ってやるということで、設備利用率を上げるといような危ないことはしてほしくない。

将来にわたって、今何が原発の問題かという点、予算の物すごい膨大な量が原発に向けられているんです。ですから、そういった開発研究費用をもっと自然エネルギーとか省エネルギーとか、今できる、もっと安全でそして確実な削減量が得られるところに向けるといようなことに社会をシフトしていかなくてはならないという意味で、将来においてはやはりもう主柱とは置かないで、主柱をもっと再生可能エネルギーとか省エネルギーとか、そういった方に向けて、今、振り向けられている予算の大半が原発に向けられているということがあるので、そこら辺は改めていただきたいというふうに思います。

ただきたいと思えます。では、終わります。

○小沢委員長 次に、土井たか子さん。

○土井委員 きょうは、参考人として御出席の皆さん、お忙しい中を、本当に貴重な御意見、ありがとうございます。

それで、きょうは参考人の皆さんの御意見を承ったり、また質問に対してお答えいただいている中身をお聞かせいただきながら、つくづく思いました。先ほど民主党の長浜さんが委員長に要望されておりましたけれども、私も同感です。

それで、特に今回の問題は、京都議定書に対する対応というのが日本としては終始問題になっている基本なので、京都議定書という問題を取り上げて、具体的にその中身の経緯に対してしっかりと責任を持つというためにも、当委員会がやはり集中的に、その担当として、現場に御出席で、逐一中身に対してよく御存じの方にここに来ていただいて、一度そのことに対してしっかりと、基本を改めて固めるということも大事だろうと思えますから、これもまた委員長の方にお願いを申し上げます。

○小沢委員長 はい、承りました。

○土井委員 さて、まことにプリミティブなことを申しますけれども、今回の法案、そして大綱、もう言うまでもなく、地球温暖化対策推進大綱ですが、これが実施されてきたものの、現状では、試算したら、京都議定書の基準年の排出量より約八%も温室効果ガスの排出が増加しているということが言われています。これは、非常に私は後々深刻だと思っております。これは、非常に後々いんだから。だから、そういうことを考えてみると、我が国で、六%削減目標と合わせまして、約一四%もの温室効果ガスというのを第一約束期間の間に削減しなきゃならない。ということになりますと、この二月の十六日に京都議定書が発効いたしました。今後はこれまでの大綱にかわって何とかしなきゃならぬ出てきたのがこの京都議定書目標達成計画という形なんです。

そう理解すると、我が国の六%削減目標の達成は、この目標達成計画の中身によって約束されていないと、どうにもこの達成計画を出す意味がないというふうなふうに思えるわけで、きょう参考人として御出席の方々の中で、先ほどは鮎川参考人がこの中身に対して問題点をしっかりと指摘していただきました。私、全く同感なんです。そういうことを具体的にしていくことのためにどうしたらいいかというのをきょう御出席の参考人の皆さんから改めて、これは繰り返すことになる部分も含めてお聞かせいただければと思います。

○永里参考人 お答えします。

この法律の趣旨は非常に重要でありまして、この趣旨、要するに、はっきり言ったら、意識改革を進めていくということ。だけれども、これは一部でありまして、これによって九〇年比六%削減ができるということにはならないわけでして、先ほどから出てまいりましたけれども、国民の意識を高めて、家庭とか民生の方で本意に意識改革して、頑張る努力しなけりやだめです。

それから、原子力は悪いということを言っているのも、原子力でCO₂の削減を稼がないといけませんので、ということには、要するに、石油化学燃料を使えば使うほどCO₂がふえてくるわけですから、そういう意味で、原子力も必要であるということなんです。こういう点では、アメリカとか中国も一生懸命これから、二〇二〇年にかけて原子力を、中国は二十七基つくるし、アメリカは二十基つくるというようなことを考えております。アメリカなんかは、二〇五〇年までに原子力発電は五十基もつくるというようなことも言っています。

私、原子力発電について非常に国民がアレレギーがあるのは残念だと思っておりますけれども、アレレギーのある方がいらっやしたとしたり、それだったら、民生の方で一生懸命頑張っている、自分たちの生活において省エネをやっている、こういうふうなふうに思います。

○森脇参考人 本日の参考人の依頼は、推進法の

一部改正についての意見ということですので、私は、一部改正についての意見を申し上げる、その必要を限り、私は土井先生と同じように出は法律家ですから、余計なことは言わない、十五分で言わなきゃならぬことを言うということですので。

今御質問でしたので申し上げますと、この六%をどうするかということについては、先ほどちょっと申しましたけれども、中央環境審議会それから産務審でそれぞれ、別に申しましてはあれですけれども、連携をとりながらではありますけれども、昨年から議論を始めてまいりまして、ファーストステップといいたし、三、四年間やりましたことを議論しまして、それぞれ大綱の見直しをしまして、こういうことをやらなきゃならないということ、それぞれ議論をした結果を出しました。

大変難しいということ、それに基づいて今度閣議決定を出したわけですが、それによりまして、一応、産務部門は、これは産務部門が半分以上を占めているんですけれども、何を産務にするかによりまして、六割以上を占めているんですが、これですと、九〇年に比べますと、〇・〇二%ぐらいのマイナスなんですけれども、本来産務部門はもうちょっと下げてほしいところなんですけれども、ほぼ平準化しているんです。運輸部門が一・九・五%プラスなんです。それから、業務、こういうところも含めたオフィスなどが三六・九%プラス、四〇%ぐらいプラスして、いま、それから、家庭部門が二八・九%、我々がシャワーを浴びたりなんかするのが約三〇%ふえているわけですね。

それに対してどういう施策をとるかということ、今度の推進法は、むしろ産務部門、それから運輸部門の一部、これを抑えよう。抑えようといいたし、先ほど言いましたように、規制ではないんですけれども。

そこで、難しい、難しいと申ししたのは、オフィスとか家庭部門などをどうやって抑えるか

と。先ほど畑さんが言われたように、それでは税でいくかということになりますと、先ほどの石田委員だと思いましたが、取られる方からすれば、何で取られるんだということになりますので、やるべきにどういう議論をするかというのはなかなか難しいんですが、そこで私が申し上げたのは、ぜひ国会でも、注目されないかもしれませんが、御議論いただきたい。

まだ二〇〇八年から二〇一二年まで、まだどうか、もうないというか、あるんですが、問題は、ピョンド京都という、この先がまたあって、これは先ほど、鮎川さんだと思いましたが、これも、おっしゃったけれども、今度は五〇%。六%じゃなくて五〇%下げなきゃならないということで、ことしの終わりがらいからまたネゴシエーションが始まります。そうすると、日本あたりはまず、おまえのところ五〇%下げろよという話でやられるはずですが、そうすると、今ごろの騒ぎでないことを我々はやらなきゃならないので、中環審にしろ産構審にしろ、政府のために議論をしなければならぬわけですから、私は、もう本当に第一歩です、ぜひその点でも、ここは並々ならぬ、ある意味では困難が今我々のもとに来ていて、先生方にぜひそこを、細かい点はともかくと申しませんか、ぜひいろいろなるものを給員員してやらなきゃならない時期に来て、先ほどちよつと申しましたけれども、きょうのお話はそのうちのほんの一部に取っかかっているんだということをごひ知つていただきたいと思っております。

○鮎川参考人 これは、端的に言うと、民生や運輸に対しては先ほど言った炭素税のようなもの、そして大規模排出者に向けては国内排出量取引制度の導入ということが、まず二つあるんですけども、さつきちよつと言わなかったんですが、民生の家庭・業務部門に対しての政策としては、例えば家電製品の買いかえのときは省エネ型のものに買いかえるようにとラベリング制度を徹底させるのか、あと、メーカー側から、消費電力も

もちろんなんですけれども、この機器を使うことによつて年間排出量がどのくらいあるかということもあわせて、広告の中でこの機器はこれだけCO₂を排出しますよということを言わせるということも義務化させるとか、あと、買った側にとつて、補助金とかポイント制とかマイレージのような、何らかのメリットがあるような、そういうものを集めると何か賞がもらえるとか、そういうようなインセンティブを、国民の方にモチベーションをかけるというようなことが政策として必要じゃないか。

あと規制とかで、住宅に関して、新しいビルに關して、もつと断熱基準を強化したり、照明の基準を設定して、それ以上やらなるとか、二重窓の義務化とか、太陽光発電の設置義務とか、そういうようなことを法案化して、そういうような基準を強化することによつて民生業務の方の政策があるんじゃないかというふうに思います。

○細参考人 京都議定書目標達成計画の案では、やはり非常におおづかぬ。

それで、私は、今回のパブリックコメントに、気候ネットワークとしての意見以外に、私の個人的意見を出しまして、個人の意見では少し過激なことを書いたんですが、それは、この計画案は、閣議決定を延期して、あと半年ぐらいもつと抜本的に議論をして、先ほど申し上げたようないろいろな実効性の高い政策をきちんと入れて、つくり直すべきだというようにことを申し上げました。今でも本当はそうすべきだろうというふうに思っています。

ただ、それが難しいとしても、政府の予定では二〇〇七年が次の見直しの年ということになるわけですが、それではもう遅過ぎると思うんですね。今までも、九七年からもう八年間も、ほとんど強い政策を打つてこなかったからほとんどんふえてきてしまったということがありますので、これ

を二〇〇七年までまた先延ばしするということでは、まずまずその目標達成が危うくなるというふうに思いますので、先ほど申し上げましたけれども、達成計画が閣議決定されるとしても、国会におかれては、ある種それに余りとらわれずに、もつと進んで、前進的に議論をしていただきたいと思ひます。

ですから、例えば先ほどから議論に出ている炭素税、環境税等については、環境委員会で何かインシアチブをとつていただいて、ほかの関連する例えば財務委員会とかですかね、その委員会と共同で何かそういう検討を進められるとか、そういうようなことも含めて、ぜひ国会でリーダーシップをとつて、その実効的な削減という点で、政府がやらなくても、例えば法律を制定してしまうとか、そういうようなことも含めて、ぜひ前向きにやつていただきたいというふうに思っております。

○土井委員 もう時間ですから終わりたいと思ひます。少し国際的なことを聞いてみたい、御意見を拝聴したいと思ひましたが、時間が先に来てしまいました。

○小沢委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

○小沢委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。

参考人の皆様におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後二時四十四分開議

○小沢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、内閣提出、地球温暖化対策の

推進に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として文部科学省大臣官房審議官樋口修資君、文部科学省大臣官房審議官木谷雅人君、文部科学省大臣官房文書施設企画部長大島寛君、経済産業省大臣官房審議官深野弘行君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長岩井良行君、気象庁長官長坂昂一君、環境省総合環境政策局環境保健部長滝澤秀次郎君及び環境省地球環境局長小島敏郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○小沢委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。水野賢一君。

○水野委員 自由民主党の水野賢一でございます。温暖化対策推進法の改正についてお伺いをしたいと思ひます。

この地球温暖化対策推進法は、今までも京都議定書達成するための国内担保法だというような説明をされておりましたし、今までの経緯を見ても、そういうような流れの中にあつたわけであり、九七年の十二月に京都議定書が採択をされて、それを受ける形で、その翌年、九八年にこの法律が成立をいたしましたし、二〇〇二年に日本が京都議定書を批准をしたときに、その年にまず最初のこの法律の改正も行われた。そして、ことし、京都議定書が発効をしたという年に、さらに再度この法律の改正も行われるという、いわば国内担保法的な色彩を持っているわけでもござい

ます。

ところが、この温暖化対策推進法にはちよつと妙な点があるわけですね。というのは、担保されるべきところの京都議定書というのは、温室効果

第一類第十一号 環境委員会議録第九号 平成十七年四月二十六日

一三

ガスの六%削減ということをやっているにもか
かわらず、この国内担保法であるべきところの温
暖化対策推進法では、例えば、国とか自治体とか
事業者とかに対して、そういう各主体に対して削
減計画をつくれと求めているわけではなくて、排
出抑制計画をつくれというふうになってはいたわ
けですね。いわば用語においてややずれがあったわ
けであります。

だからといって、実際には、各主体は何%を今
後何年間で削減しますという計画をつくっていま
したから、実害はなかったというふうには言える
かもしれないけれども、用語においてずれがあっ
たのは事実なわけでありまして、そういう点こ
そ、一部の人たちからは、政府はやる気が不十分
なんじゃないかというようなことを指摘されたり
するものもなっていますね。

今回のことしのこの改正案によって、国とか地
方公共団体の責務に関しては、排出抑制というよ
うな言葉が削減というふうに変えたわけでありま
す。この点は余り注目されていない部分ではある
んですけども、私はこの部分は非常に意味があ
ることだというふうなふうに思っています。削減と
いう言葉を使うようになったわけですから、しっ
かりとやっていたらいいというふうなふうにま
ず望みたいと思います。

そして、削減にせよ、抑制にせよ、計画をつ
くることが本来の目的なのではなくて、つ
くった計画をきちんと実行を果たしていくとい
うことが目的なわけですが、いわゆる政府の実行計
画、これはもう既に存在しているものですが、こ
れは達成自体も非常に厳しい、ほぼ不可能に近い
のではないかと、現行の政府の実行計画の達成とい
うのは難しいんじゃないかと思えますけれども、
しっかりとやっていくというそのあたりの決意をま
ず大臣に述べていただきたいというふうな思いま
す。

○小池国務大臣 委員におかれましては、今回の

計画をつくる際にも、その前から、抑制か削減か
というところで非常に御議論をいただいたので、そし
てまた削減という言葉が盛り込むということにも大
変御尽力いただきました。

まず、事業者や国民の参加を得て地球温暖化対
策を進めるわけですけれども、国、地方公共団体
が率先して取り組むということが重要でありまし
て、そこで削減という言葉になるわけです。

実行計画ですが、間もなく現行の計画を引き継
ぐ新たな計画を策定することとしたしております。
これは政府の事務事業に關しての温室効果ガ
ス排出の削減についてでございます。なかなか難
しいというお話、きょうのやりとりの中でもあ
ったのかもしれない。また、大変活発な御議論が
あった、この旨伺っているところでございます。

環境省とすれば、まず、ことしの八月でござい
ますけれども、自動車に先駆けて、定置型がこれ
から進みます燃料電池の設置など、その先頭に
立つて取り組む所存でございます。

また、地方公共団体の実行計画の策定、実行に
ついては、環境省として、策定する際のマニユア
ルをお配りしてその技術的な支援をするであると
か、実行計画に基づいて率先的な施設整備に対
します補助を行ってきたわけで、今後とも一層、関
係省庁との連携を図りながら支援に尽力をしてい
きたい、このように考えているわけでございます。

ということで、この抑制か削減かという言葉遣
いでございますが、なかなか法律用語として、量
なのかテンデンシーなのか、その辺のところ、
議論も実際の現場ではあったというふうな聞いて
おります。いずれにいたしましても、京都議定書
で六%の削減を約束しているわけで、おっしゃい
ますとおり、計画でございますけれども、それは
手段であって、目標は六%の削減を達成するこ
と、さらには、その後の地球温暖化対策に対して
我が国が世界をリードしていくという大きな大き
な目標に向かっていくその第一段階である、この

ように考えているところでございます。

○水野委員 今回の法改正の根幹の部分は、一言
で言うならば、事業者が今どれだけの温室効果ガ
スを排出しているのかということと算定
して報告してそれが公表されるという、この制度
を、この仕組みを新たに導入するということが根
幹になると思うわけでありまして。排出削減とい
うことが大切なわけですけれども、そのために、
今現在どれだけ出しているのかという、そのことを
しっかりと、これがわからないと話が進まないわ
けですから、こうした公表の制度というものがで
き上がるということは、私は非常に意味があるこ
とだと高く評価をするわけですが。

さて、今回、この算定・報告・公表制度を法律
で義務づけることになるわけですが、今まで別に
法律に義務づけられていなくても、自主的に公表
している企業というのは、これは幾らでもあるわ
けですね。例えば環境報告書などで、我が社は今
何トン出していますので、今後何年間で何%削減
しますというようなことを独自に出しているとい
う会社はあるわけでありまして。しかしながら、自
主性に任せているだけでは、やるところとやらな
いとところがあるから、だから最低限のことはきち
んとやってもらおうということでも法律で義務づけ
るようになったと思うわけですけれども、これ
は、お伺いしたいのは、現時点で自社の温室効果
ガスの排出量をきちんと公表している事業者、企
業というのはどのくらいありますでしょうか。

○高野副大臣 お答えいたします。
環境省が行いました平成十五年の企業行動調
査の結果によりますと、これは東京、大阪、名古屋、
各証券取引所の一部、二部上場企業及び従業員
数が五百人以上の非上場企業等六千三百五十四
社を対象に調査をいたしまして、有効回答数が二
千七百九十五社からありまして、そのうちの
CO₂排出量の情報を公開している企業等は七百
二十一社になっております。

したがって、全体、有効回答した企業ある
いは事業者の四分の一程度ということでありま

が、我が国全体で見ただけの場合には、公表している事
業者はさらに小さくなるということだと思いま
す。

○水野委員 今、そういう一部、二部上場の企業
というのは、いわば日本を代表するような企業と
言っているけれども、そこが四分の一、
しかもそれは回答した上の四分の一ですから、回
答率、今の話を聞くと、六千三百五十四社のうち
二千七百九十五ですか、回答率がさほど高くない
ということを見ると、これは当然さきとやっ
ているところの方が回答する率は高いということ
は容易に想像つくわけですから、実際にはもっ
と、四分の一よりもさらに自主的に公表している
例というのは少ないだろうというふうには言える
わけですね。そう考えると、だからこそ、こうし
た法律をつくる意味というのが大きくあるのでは
ないかというふうな思っています。

さて、さきさきながら、すべての事業所に対し
て報告、公表するというわけにもなかなかいかに
いわけでしょうか、やはり一定規模以上のもの
に対してこういう義務をかけていくというのは物
の道理として当然だと思われたいけれども、要
するに、一定の規模以上のところで何らかのす
切りをすることになるわけですね。

では、これは法律事項じゃなくて政令事項だ
と思えますけれども、これはどのくらい以上の規模
の事業者を対象に、事業所を対象にしようとして
いるのか、お答えいただきたいと思えます。

○小島政府参考人 この制度は温室効果ガスの六
ガスを対象にしておりますけれども、日本におき
ましてはエネルギー起源の二酸化炭素が非常に多
いということでございます。このエネルギー起源
の二酸化炭素に關しましては、既に省エネ法がご
ざいますし、今国会で、省エネ法の改正で運輸部
門も新たに報告の対象となるということござい
ますので、まず省エネ法の対象事業者をこの対象
にしたいと思っております。

この省エネ法の対象を見てもいりますと、熱に
ついては原油換算で千五百キロリットル以上、電

気については六百万キロワットアワー以上、今度の改正で、電気、熱合せて千五百キロワット以上というように改正をしていくということになっておりますので、これを換算いたしますと、熱の千五百キロワット以上は二酸化炭素でおおむね四千万トン、電気の六百万キロワットアワー以上というの二酸化炭素でおおむね二千万トンということになりますので、省エネ法の対象というものが、この間、おおむね三千万トンぐらいでバランスをするかと思っております。したがって、他のガスについては三千万トンということを目安にすそ切りをしていきたいというふうに思っております。

○水野委員 では、三千万トンというのは、例えばガスごとに三千万トンという理解でいいんでしょうかね。というのは、例えば、二酸化炭素を二千五百百万トンで、ほかの温室効果ガス、S.F.を七百万トンという場合は、合計で三千万トンになりますよね。そういうような場合というのは対象になるのかどうか、お答えいただきたいと思っております。

○小島政府参考人 排出量のすそ切りについては、微量な排出についての算定はまた事業者の負担にもなるということを考えて、それぞれ個別の温室効果ガスごとに三千万トンかどうかを判断するということにしております。したがって、御指摘のような、排出量を合算して三千万トンという場合には報告の対象とはならないということでございます。

○水野委員 こうした算定・報告・公表制度というのは、諸外国でも既に導入しているところがあるわけですね。EUしかり、カナダしかり、また、イギリスは独自のものを導入しているというようなことがあるわけですが、当然そうした国々でもすそ切りはあるわけですが、そのレベルというのは、二酸化炭素の場合でも結構です、二酸化炭素のすそ切りは諸外国ではどのぐらいでしょうか。

○小島政府参考人 諸外国の例を見てみますと、EUは十百万トン、イギリスは一百万トンということ

でございますので、日本の三千万トンというのはかなり小さな発生源までカバーする、国際的に見るとそういうことになっております。

○水野委員 確かに今回のこの制度の導入というのは、EUなどに比べて時期としてはおくれたわけですが、EUなどにも、その厳しさにおいてはそれよりも格段に厳しいということが言えるのではないかと、いうふうに思います。それだけ世界に冠たる環境立国を目指すのふさわしい法律だということに高く評価をさせていただきたいと思っております。

一方、カバー率の問題というのがあるわけですね。カバー率、つまり、この新制度が対象とする二酸化炭素の排出量が、全国の温室効果ガスの排出量の何割ぐらいをカバーしているのかということ、大体五割ぐらいだという説明が今まででありましたね。五割で少ないという質疑もあったかもしれないんですが、私は、五割というのは実は非常に高いと思うんですね。なぜならば、この制度が対象にしているのは産業部門がかなり主になるわけですね。例えば、家庭なんかは抜かれる、最初から対象になりやうがないわけですから。その中で全国のカバー率が五割というのは相当高いといふふうに私は思っていますけれども、日本の新制度のカバー率が何%なのかということを変更してお聞きすると、これはEUの場合は何%ぐらいになっているのかというふうにお聞きしたいと思っております。

○小島政府参考人 EUの制度は、すそ切りが十百万トンということと、対象となる産業を列挙しているということとでございます。先にEUの制度が進んでおりますが、二〇〇一年のEUの十五ヶ国の実績は、二酸化炭素で見ると、総排出量の四二%をカバーしているということとあります。

我が国の新制度は、これから実績を具体的に見ていかなければなりませんけれども、二酸化炭素の排出量でいえば、おおむね五四%がカバーされるのではないかと思っております。

○水野委員 もう一点、カバー率の話でお聞きしたいと思うんですが、五割%といっても、

これは二酸化炭素の全国の全分野の話ですよ。産業部門だけに限れば、ほとんどの工場とかは、重立った工場ですけれども、この新制度で対象になるといふふうに思いますけれども、産業分野だけいけばカバー率はどのぐらいになりますでしょうか。

○小島政府参考人 産業部門だけで申し上げますと、九割強がカバーされるといふふうに計算しております。

○水野委員 非常にそういう点では、私は、改めて申し上げると、世界に冠たる立派な法律が、今審議をして、成立をすればできることになるのではないかなというふうに思っておりますし、その運用についてはしっかりとやっていただきたいというふうに、環境省、経済産業省にもお願いを申し上げます。

さて、今回のこの報告制度ですけれども、これは事業所ごとに報告をして、そして発表するときには国が事業者ごとに公表するというふうになっているわけですね。もうちょっとわかりやすく言えば、発電所など、電力なんかを例にとれば、一個一個の発電所ごとに報告をして、そして国が、東京電力とか何と電力というふうには、関西電力とか、そういうような形で公表する。もちろん、これは情報公開請求なんかがあった場合は別ですよ、一般的にの話ですけれども、そういうふうな制度になっていきます。

というのと、国が、いわば集まってきた情報を名寄せして、企業ごとに名寄せするというふうな、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○能勢大臣政務官 今回の制度では、御承知のとおり、事業所ごとの報告になじまない運輸部門の事業所を除きまして、原則として事業所ごとの報告をしていただくということになっております。国におきましては、企業別、業種別、それから都道府県別に集計いたしましてこれを公表いたしますことになっております。

したがって、排出量のデータを企業単位でまとめ、先生が今言われましたいわゆる名寄せ

というのは、国において行うことにいたしておりますので、よろしくお願いたします。

○水野委員 あと、この報告・公表制度ですけれども、例えば二酸化炭素の排出量といったときに、一般的な、工場で石油を燃やしたとか、石炭を燃やしたというときは、係数を掛ければすぐだけの二酸化炭素が出たということを計算できますから、これは話はわかりやすいんですけども、問題は電気だと思っております。電気を使った場合にどういふふうにかCO₂に換算するのかという話ですが、これは、もちろん換算係数はあるわけですが、このときにどういふ換算係数を使うのか、いわゆる全電源平均を使うのかとかという話ですね。これは、それによって、いわゆる炭素集約度をどういふふうに反映させるのかという話と同じになりますけれども、この辺は局長、どうですか。

○小島政府参考人 まず、現在の温暖化対策法の施行令でございますけれども、電気につきましては二つの区分に分けております。一つは、一般電気事業者、これは東京電力等々でございますが、それとその他の電気を供給する者という二つの区分であります。

一般電気事業者については、全電源平均で、原子力でありませつか、火力でありませつか、水力でありませつか、そういうものを平均して一本の数値を出しております。○三七八キログラム・キロワットアワーのCO₂でございます。その他の電気を供給する者につきましては、火力平均で、これも石炭等がございまして、これが○六〇二キログラム・キロワットアワーのCO₂、こういうこととございます。

御指摘のように、各電力会社ごとに係数をつけていけば、原子力がある電力会社は小さく、原子力を全く持たない沖繩とかは大きくなるわけでございますけれども、一般電気事業者というようなくくり方を、現在のところは全電源ということで一本で計算をしているということとござ

います。今後どうするかはまた検討してまいりたいと思います。

○水野委員 私は、こうした排出量の公表は義務化するべきだということを、かねてから、年来ずっと言い続けてきたわけでありませう。そして、三年前にこの温暖化対策推進法が改正をされたときも私はこれは強く主張したんですけれども、そのときは残念なことに盛り込めなかったわけなんです。

では、どういう論拠でそれが抵抗していたのかという、はつきり言えば、経団連も強い抵抗をしていました。鉄鋼連盟なんか特に強い反対でした。経済産業省もかなり反対をしていました。ですが、そのときに、反対の論拠というときに、では、何で温室効果ガスの排出量を公表するのはだめなんだということに対しては、いろいろな論拠がありましたけれども、反対論者の大きい論拠は企業秘密だという議論があったんです。私は、それは企業秘密のわけはない、特許にかかわるようなものとか、そういうものは企業秘密ではあるだろうけれども、二酸化炭素の排出量が企業秘密のわけがないと。一方で、売上高とか従業員数とか、そういういろいろなものは公表しているわけですから、資本金とかですね、これは企業秘密のわけはないと言ったわけなんですけれども、しかし、そういう面での抵抗が非常に強かったというの事は事実なわけですね。

今回の法律の中では、一方で、本当に企業秘密に当たれる場合には保護される規定というのは盛り込まれております。実は、いろいろ議論をしていくと、二酸化炭素は僕も企業秘密じゃないと思うんですが、温室効果ガスの中の一部、例えば液晶とか半導体とか、そういうところをつくるどうか、S.F.とかは、これがほかの企業にわかるとどうにもならないかというのには確かにあるらしいんです。かなり技術的な話なので、そこまで私ども、これは企業秘密じゃないだろうとまでは断言できないわけなんですけれども。

ですから、本当にこれは守られなければいけない

という部分があれば保護される仕組みというのはあっていいと思うんです。ですから、そういう制度が盛り込まれていることはいいと思うんですが、少なくとも、企業側がこれは秘密だと言ったら秘密だと認定するというようなことはいいように、これはしっかりと、きちんとした判断基準のもとに公平にそういうような基準を設定していただきたいというのをまず要望しておきたいと思

います。さて、先ほど能勢政務官の方からの御答弁の中にありましたけれども、運輸事業者などは、事業所ごとじゃなくて企業単位の、企業一社、つまり、ヤマト運輸ならヤマト運輸、日本通運なら日本通運という一社での報告という形になるというような含みの話がございましたけれども、それはわかるんですが、一方、例えばコンビニエンスストアとか、チェーン展開しているもの、マクドナルドでも吉野屋でも結構です。一店一店の事業所ごとに見たらこれは非常に小さいわけですね。しかし、全国規模で見たら非常に大量のCO₂を排出しているであろう、こういう全国展開をしているようなチェーンストアなどの場合は制度の対象になるんでしょうか。

○小島政府参考人 コンビニエンスストアでございますけれども、今回の制度は、固定発生源としては事業所単位ということでございますので、全国展開するコンビニエンスストアの場合、一つ一つを見ると、ランチャイズで営業はされておりますけれども、個々の経営主体は非常に小さい規模だということで、今回の制度の対象とはならないということでございます。

ただ、京都の条例におきまして、こういうものを全体でつかまえるということにはどうかというふうな試みもあります。多店舗で展開している企業体の取り扱いをどうするかということにつきましては、実情を踏まえながら、今後さらに検討していきたいと思っております。

○水野委員 こうした排出量の公表制度というものを義務化するということは、一方においては、

こういうことをきちんと公表されるということになれば、事業者も、野方図な排出とか、無計画なCO₂の放出とか、そういうようなものは自制しようという心理は働いて当然なわけですね。そういう点からも効果があるわけなんです。私ども、そういうようなことに加えて、新たな別の施策を打ち出すときの一つの基盤になり得ると思っております。

例えば、キャップ・アンド・トレードの国内排出量取引、これを行うようなときに、今何トンCO₂を出しているのかということがわからなければ、キャップ・アンド・トレードというのは、もうそもそも成立し得ないわけですね。私は、こうした制度が導入されて、キャップ・アンド・トレード型の国内排出量取引に向けても基盤ができたんじゃないかというふうに思いますし、こういうものは前向きに考えるべきだと思いますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○小池国務大臣 御指摘のように、排出量取引というのは、一定の削減量を実現するためにはコストパフォーマンスが極めていい、最小化できるという費用効率的な制度でございます。

既にことしの一月から、EUでは対象施設指定型の国内排出量の取引制度が導入されているということでございますし、また、カナダにおいても国内排出量取引制度の導入が検討されております。また、カナダとEUの制度とのリンクということも検討されているというのが世界の状況でございます。

我が国では、平成十七年度から自主参加型排出量取引制度を実施していくことにしております。まずけれども、その制度そのものについては、京都議定書目標達成計画案で、ほかの手法との比較、そしてその効果など幅広い観点で総合的に検討していくべき課題であると位置づけられているところでございます。

今後、キャップ・アンド・トレード型の排出量取引についても、そういった意味で議論を深めていくということ、それから今世界がそうやってい

ろいろと動いていることにも私どもは注視をしてまいりたいと考えております。

○水野委員 今法律についてずっとお伺いをしてきましたけれども、実は一番大切なのは、もちろん京都議定書の六%削減を達成するというのも大切なんですが、さらに大切なのは、実は大気中の温室効果ガスのレベルを安定化させるということなわけですね。それによって気温の上昇を防ぐということなわけですし、だからこそ、気候変動枠組み条約でも究極の目標としてCO₂のレベルの安定化ということをやったっているわけですが、では、その安定化というときに、何ppmぐらいで安定化させるのか、もしくは気温の上昇というのがどのぐらい以内におさめるべきだということに、大臣、お考えでしょうか。

これはいろいろな科学的な知見を積み重ねていかなければいけないわけですが、しかしながら、かなり政治的な問題でもございますので、大臣、お願いします。

○小池国務大臣 御指摘のように、目標達成計画をつくる、そして六%削減ということをこれからしっかりと実行していかなければならないんですが、今、そもそも論で、究極の目的は何だということ振り返ってみますと、気候変動枠組み条約にあるとおり、温室効果ガスの大気中濃度を安定化させるということが、このことを達成させるということが重要になってきます。

ただ、この究極目標をどのようにして具体化するのか、温室効果ガス濃度安定化の水準はどうなっているのか、温度上昇の抑制水準についてはどうなのか、こういったことについてはまだ国際的な合意がないわけでございます。ただ、このような究極目標についての具体化というのは、重要な検討課題の一つであると認識しておりますし、また、地球環境部会のもとの国際戦略専門委員会で、この条約の究極目標の具体化について、ただいま御議論の真っ最中ということでございます。

また、EUでは、先駆けて気温上昇の抑制とい

う目標を定めています。明確な目標を定めるということであり、ただ、これはただ勢いで言ってしまうとか、そういうものではございません。科学的な知見に基づいてされなければなりません。EUはこの数値を挙げるに当たって、科学的な知見の裏づけをもとにされておられるというわけでございます。

これも、中環審の専門委員会が御議論をいただきまして、そして、しっかりとそういった科学的な検討を踏まえながら、地球温暖化対策でリーダーシップが振るえるように、そういったこれからの流れというものを総合的に見詰め、またその中でしっかりと働いていきたいと考えております。

○水野委員 時間ですので、最後の質問にしたいと思っております。今回のCO₂などの排出量の報告・公表制度というのは、報告や公表をするというときには、当然それが正しい報告であるということが大前提なわけですね。

実はこれ、似たような制度でも、既に経済産業省の所管している省エネ法という法律があります。これも非常に似ていて、CO₂の量の報告ではないけれども、どれだけの石炭を使ったとか、天然ガスを使ったとか、そういうようなことを報告する義務が現行の省エネ法でもあるわけですね。似ているからこそ、その省エネ法のスキームを今回使いながら温暖化対策推進法も改正をする、そういう仕組みになっているわけなんです。

ここで、経済産業副大臣にお越しいただいて恐縮なんですけれども、特に省エネ法の場合、省エネ法で経済産業省に報告されたデータというのは、原則として国民に対して開示されていないわけですね。ですから、国民の目で見ると報告されたデータが正しいのかどうかというのはいずれもわからないわけですね。なぜならば、開示されていないわけですから。

きちんとしたデータが報告されているんだらうというふうには信じたいわけなんですけれども、しかしながら、最近、日本を代表するような

企業でデータ改ざん事件というのが相次いでいる。例えば、三井物産のDPFのデータ改ざん事件があった。そして、これは私の地元なんですけれども、千葉市のJFEスチールが水質データを改ざんして報告をしていたということが、ことし明らかになったわけですね。

というように、要するに、こうした日本を代表するような企業が、きちんとした数字じゃないものを報告しているという例が相次いでいることを見ると、特に省エネ法のデータの報告などの場合は、これは国民がチェックできないわけですから、正しいかどうか、経済産業省の方で、疑わしいものに関してはやはりきちんと立入検査などをしてチェックをする必要があると思うんですね。現行の省エネ法でも立入検査の規定はあるんだけれども、事実上ほとんどやっていないわけですね。ゼロとは言いませんよ。

そういう点で、今後、こういうような疑わしいものに対して、省エネ法に基づくところの立入検査というのをしっかりとやるべきではないかというふうには思いますけれども、いかがでしょうか。

○小此木副大臣 委員の御指摘のとおりだということに思っています。この立入検査は必要であるというふうには思います。

過去のこの立入検査につきましては、年間に数回ということでありまして、これをもうちょっと積極的に、この省エネ法というものを実効性の高いものにするためにも、あるいは国民に安心していただくためにも、立入検査を積極的にやってまいりたいというふうには思います。

具体的に、過去五年間のエネルギー消費原単位で極めて悪化した工場を中心に、ことは三十以上を立入検査をしてみたいというふうには思います。

○水野委員 ありがとうございます。時間ですので、終わります。

○小沢委員長 次に、村井宗明君。

○村井(宗)委員 民主党の村井宗明です。

質問に入る前に、昨日の尼崎市のJR福知山線で発生した脱線事故の模様について心よりお悔やみ申し上げ、御冥福をお祈り申し上げたいと思います。また、負傷された方々に対し、お見舞いを申し上げます。

さて、環境委員会の皆様方、先輩方に御配慮いただいでこうやって何度も地球温暖化問題について発言をさせていただく場をいただいで、本当にありがとうございます。私もこの問題、ライフワークとして取り組みたいと思っています。

その中で何度も申し上げるように、京都議定書の目標を数字の上で達成すればいいというのでは大間違いなんだ、CO₂を初めとする温室効果ガスを削減することが一番大事な目標であって、京都メカニズムだ、森林吸収だ、そういったことで数字だけ合えばいいなんというのでは、決して地球温暖化は防止できないんだ、私はそう思うわけですね。

大臣、京都議定書目標達成計画についてお伺いします。

あくまで国内のCO₂など温室効果ガスを減らすことが一番重要なんだと。そして京都メカニズムなど数字上で目標を達成したというのはいくつか補足的なものだと思んですが、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○小池国務大臣 京都議定書でございますけれども、先ほどもお答えをしたところでございますが、やはり温室効果ガスの安定化ということ、これが究極の目的と定められているわけでありまして。そしてそのためにどうするかというのが京都議定書ということでございます。よって、京都メカニズムについては、マラケシュ合意でもそうなんですけれども、あくまで国内対策に対して補足的であるべきということとされております。京都議定書目標達成計画案でも、その観点から、省エネ、新エネ対策、吸収源対策などの国内対策を基本とするということとなっております。

また、森林吸収源については、御承知のとおり、三・九％程度の吸収量の確保が目標となっております。

おりますけれども、それでもなお京都議定書の約束達成に不足する差分については、補足性という原則を踏まえながら京都メカニズムを活用してまいりたい、このように考えております。

○村井(宗)委員 今、大臣が京都メカニズムを活用したいというふうにおっしゃられました。

今、そういった目標達成計画、私は一個疑問に思っていることがあるんです。京都議定書の目標達成計画自体を閣議で決定すればいいということになっていきます。本来、重要な問題は、この環境委員会、そして国会できちんと議決された議論されたりしなければならぬんですが、この京都議定書目標達成計画というのは、閣議で決定されさえすればいい、この国会でちゃんと議論しなくてもいいほど軽いものなのか、それともここでちゃんと議論すべき重要な問題なのか、大臣はどうお考えでしょうか。

○小池国務大臣 こういった問題につきましてはこの委員会でもかねがね御議論もいただいでいるところがございます。皆さんのこういった議論を通じてしっかりと受けとめさせていただきまして、閣議決定を経て実行していく、これについては変わっておりません。

○村井(宗)委員 大臣の今の答えだとすると、この京都議定書目標達成計画をきちんとこの委員会に提出し、今回のそれに近いような法案を審議する中で話すんじゃないかと、目標達成計画自身をこの委員会とちゃんと議論する場が必要だと思っておりますが、どうでしょうか。

○小島政府参考人 今回の京都議定書目標達成計画は、温暖化対策推進法は二回目の改正でございますけれども、前回、京都議定書を批准する段階で改正をさせていただきまして、この計画は、法律で位置づけられた、総理を長とする推進本部が案をつくって閣議で決定をするという改正をしていただきました。その法律の系統にのっとって今回は閣議決定の段取りをとっているわけでございます。

もちろん、京都議定書目標達成計画のプロセス

におきまして、あるいは今後におきましても、その検証ということで国会その他いろいろなところで御議論をいただくことは当然だと思っておりますけれども、今回の閣議決定の手続は、前回の改正法の手続に従って行っているものだというところでございます。

○村井(宗)委員 私は、本来きちんとこの場で、目標達成計画について、今特に私が主張している、京都メカニズムなどに頼り過ぎないんだ、きちんとCO₂の排出量、それから温室効果ガスの排出量を減らすんだという目標達成計画をきちんとつくるべきだというふうに主張し、次の課題に移らせていただきたいと思います。

さて、大臣、今そちらでひざかけをしておられます。夏場は、よくそうやって暑い中、冷房をがながんかけてひざかけをつけたりすることはございますでしょうか、どうでしょうか。

○小池国務大臣 私、先ほどからちよつと風邪で熱がありましてぞくぞくする。
そもそも夏の日本の冷房は、これは私個人のみならず、女性の多くは冷え過ぎで寒いということ、これははっきり言って体によくありません。ということ、京都議定書の目標を達成し、かつ女性の健康も害さないという意味では、ウイン・ウインのシナリオで夏の軽装というのをどの場所でも徹底していただきたい、このようにお願いをするところでございます。

また、ばらばらとしていても意味がないので、みんながせいので外すことによつて、それぞれ、ホテルにせよ、役所にせよ、オフィスにせよ温度を上げることができるのであつて、皆さんで本当にそろつてやつていただく、そのためには格好いとか着やすいとか、余りお高くなつて手ごろとか、幾つかのファクターがあらうかと思つております。

いずれにいたしましても、きょうはちよつと、それに花冷えでもないんですけれども、ちよつと寒い日かなと思つています。

○村井(宗)委員 さて、きょう、本論として、本

当に全部弱冷房でいけるぐらい日本人のライフスタイルを変えなければならぬというお話をしたいと思つております。

私たち、今こうやって背広を着ています。当時、日本はもともと和服だったにもかかわらず、すべて西欧のまねをすることがいいことだ、それが文明の進歩なんだというふうな勘違いをしてまいたんじやないかな、私はそう思つております。

ところが、西欧、進んでいるというふうにしてまねはしたのはいいけれども、当然緯度は我々日本よりも高いところで起きた文明なんです。それをまねをした。ワイシャツ、背広、ネクタイ、まねをしたのはいいけれども、実際、我々より緯度が高い、つまり涼しいところの文明をそのままとってきたところで、夏場、これが日本の実態に合うはずがなかつたんです。

ところが、それをやるのがおしやれだ、それをやるのがマナーだ、それをやるのが文明の進歩なんだというふうなやつてきた。ところが、春、それから秋、そして冬は西欧のまねをする文明でいいのかなと思つてますが、夏場は、私はその文明、無理やり言うことを聞く必要はないのかなという気がしています。

夏場で日本の天候に合わないような格好を無理やりして、そしてその結果、いや、暑苦しいのがながん冷房をかけた。このままではいけないんです。本格的にそれを改善するような国民運動を展開していかなきやならないと私は考えるんです。

そこで、小島地球環境局長にお聞きします。冷房の温度を一度全国で上げるとすると、どのぐらい地球温暖化を防ぐことができるのか、CO₂換算でお答えください。

○小島政府参考人 これはちよつと前提を置いて計算をしなければなりませんけれども、全国で、まず世帯が五千万世帯あります。この五千万世帯とすべての事業所、総床面積で計算しますと十七億平米ありますけれども、ここで一度分上がつた、つまりそれだけ電力の消費が減るということ

でございますが、そういう前提を置いて計算をいたしますと、一日当たりおよそ一万吨から二万吨、一夏でおよそ百万トンから二百万トンの二酸化炭素の削減ができる、こういう計算になります。

これは、今回の計画の中で、二〇〇二年から二〇一〇年まで、民生部門、家庭と業務その他でございますが、合わせて約六千万トンの削減をするということになっておりますが、その二%ないし三・五%に該当するという計算になります。

○村井(宗)委員 ありがとうございます。

さて、この弱冷房のために必要な話をしたいと思つてますが、インターネットに死語辞典というサイトがあるんですね。これは死んでしまった後の死後じやないんです、使われなくなつた言葉の死語辞典なんです、例えばどんなものが載つているかといふと、DDT、シラミ退治に使つた戦後の薬品ですね。それから赤チン、これは傷薬です、製造中止になつたものですけれども。お立ち台、これはパブルのときのデイスコで三種の神器と言われていたものですね。それから猿股とかも載つているんですけれども、そして、何とあの省エネルギー、これも死語辞典に載つているわけです。今の若い人は省エネルギーを知らないんです。

そこで、小池大臣にお伺いいたします。
日本の夏の軽装、ノーネクタイ、上着なしはなぜ普及しなかつたんでしょうか。大臣はどう思われますでしょうか。

○小池国務大臣 余り私に言わせない方がいいと思つています。

基本的には、トップの意識、それから慣行の問題が大きいというふうに思つています。それから、役員や管理職の人は、なればなるほど、上着、ネクタイの着用率は実際高いですね。今回、軽装を行うにしましても、やはり上から変わつてくれないと、下の者は楽だけれども変えられないんだという声はもうずっと聞いております。ですから、今回は閣僚以下、役所については徹底してやつてい

こうと思つております。

それから、よくその点について聞いてくださいます。それからお話が来ますのは、やはり営業で回の方々なんです。営業で行くと、ネクタイをしなで行くと、何考えているんだといつて営業にならない、むしろ追い返されてしまふということなんですけれども、これから、特に環境関連のビジネスをやつておられる方は、いや、私は環境産業ですからといつて堂々とネクタイなしで行つてくください、むしろそれを徹底することが、例えばその企業のイメージにも合いますよといふようなことを言うんですが、会社の組織といふのは、役所もそうかもしれませんが、なかなか上が変わらなと変えられないといふことだと思つています。よつて、ぜひともこれを上から変えていきたいと思います。

あとは、ことしも入省式なんかにありますと、去年は一人だけジーンパンをはいてきた剛の者がいましたけれども、とにかくみんな目立たないというのが日本の心地よく生きていく方法だといふのが一つあるんじゃないか。私は各国、各国とそんな大げさじゃないですけれども、幾つかの国でお葬式に行つたことがありますけれども、こんなに真っ黒のお葬式をやる国はめつたにない。中にはグレーの人、そこに真っ赤は着てきませんけれども、いろいろな色があるわけですよ。

だから、日本人といふのは、そうやって集団の中で目立たないことが生きる方法であるといふことを、特にこの二、三十年でそのすべとして得てしまつたのかな。私のおじいさんの時代といふか、明治生まれぐらいの方が、帽子をかぶつたり真っ白の靴を履いたり、随分格好いい。大正のロマンといひましようか、いろいろなことをやつていたはずで、何かこのところ画一的になつてきているというの、ファッションの世界だけではないよな気がいたします。よつて、どうぞ皆さんも、ネクタイをとる、だって私は環境委員なんですと言つていただきたいと思つております。

○村井(宗)委員 ありがとうございます。

上の人の意識が変わらなまかならないという話もありました。かつて、私の尊敬する元兼総理大臣は、省エネルックを着ておりました。彼は、高温多湿で資源もない日本で、長そでを着て、冷房をがながんかけながら環境問題を議論するなんてナンセンスはやめるべきだとおっしゃられました。まさにそのとおりだと思います。その元総理、羽田さんは、総理になる前から、そして議員になる前からこの省エネルックを実践しておられました。単なる総理大臣のパフォーマンスではありませんでした。

しかし、この省エネルックをつくっておられるお店によりまして、残念ながら売れ行きは余りよくありません。年間の注文数は国会議員や労働界などから四、五十着だったそうです。やはりしっかりとブームにしなければならぬ、私はそう思うわけです。

ネーミングも何とかしなければならぬと思っています。例えばテレビのアナウンサー、某国営放送のテレビのアナウンサーなんかも省エネルックでニュースに出ていただくように呼びかけるなどというのも一つじゃないかと思うんですが、どうでしょう。

もう一度小池大臣にお聞きします。

日本の夏の軽装、ノーネクタイ、上着なしを普及、定着させる具体的な方策、アイデアをぜひ教えてください。

○小池国務大臣 もうアイデアが山ほどあつて、どこまでやろうかと思つて、みんなはらはらどきどきして私のやることを見ているのが現状であります。名称については、省エネという言葉がもう死語になったというところがございます。また、省エネルックと言っている限りは、新たな広がりはないというふうにも思っています。きのう、実は既に公募をしておりますので、三千通ほど参りました。その中から何点かに絞り込みをしていくところでございます。漫画家の弘兼憲史さんとか、環境について大変熱心に取り組んでおられる作家の新井満さんとか、服飾の御専門の方と

か、吉本の木村元常務とか、いろいろなトレンドとかファッションとかに大変敏感な方にお選びいただいて、あす、実は発表することとしたしております。

その言葉が定着すると同時に、コンセプトの定着と、いわゆるソフトである部分のデザイン、つまり、ああ、僕も着てみたいというふうにも思わない限り、一過性のもの、一過性の力は夏かもしれないですが、一過性になるかもしれません。いずれにしても、アパレル、デザイナー、それから流通ですね、そういった新たなファッションを起すつもりで、そういった関係者をみんな巻き込んで、楽しく今それについてやらせていただいております。

ちなみに、前も申し上げましたけれども、沖縄のかりゆしはもう定着しておりますので、かえつて、かりゆしの方の中にネクタイをすることも聞いております。ファッションとか常識とかはそういうものだというふうにも思っておりますので、皆さんに、これは自分も着てみたいと思えるような、そういう提案の方向にしていきたいと思っております。

○村井(宗)委員 今せっかく言った新たなファッション、もちろんこれは本当にぱつとみんなが見るところで広げなまかならないわけなんです。例えば環境省が呼びかけた、ポスターを張つたといったつたかたが知れとるがです。やはり一番みんなに伝わるのは何か。マスコミですね。

特に、民間のマスコミまでそれを、無理を言うのはちょっと難しいのはよくわかるんですが、環境省が呼びかけたはいいけれども、テレビを見ておつても、だれもそんなものをやらぬ、マスコミはだれもそんなものをやるのは難しいと思うがです。例えば、国営放送のアナウンサーについてはどう思われますでしょうか、大臣。

○小池国務大臣 我が国には国営放送というのはいないですね、まず。NHKだと思ひますけれども、余りこつちから言っていくと政治介入と言わ

れてしまいますので。

そこは冗談といたしまして、ですから、最初、そういった目立った人にもやっていただきたい。それからあと、何人かキャスターの方々にノーネクタイでやっていらつしやるけれども、何か余りにもカジュアルで、ビジネスのシーンには合わないと思ひます。

私が今提唱しようとしているのは、カジュアルウェアは好きなファッションをお選びになればいいので、私が今提唱すべきだと思ひているのは、ビジネスのシーン、それからこういった国会などでも、はたまたそれでお葬式に行つてもしかられないというか、それが定着するというのを考えていきたいと思ひております。

○村井(宗)委員 それでは、何を着てもよく似合う高野副大臣にお聞きいたします。

本当に軽装、そして弱冷房を徹底させていくために、一部の特定の官庁や特定のビルだけではなく、都市全体、社会全体、世の中全体に浸透させていく必要があると思ひますが、その取り組み、お考えをお伺ひいたします。

○高野副大臣 お答えいたします。

議員がおつしやるように、温暖化対策としてはライフスタイルを変えていくということが必要であります。その一つとして夏の軽装というのはCO₂排出削減にも大きく貢献するということに理解しておりますが、そのためにはやはりワークスタイルを変えるということが重要であろうと思ひます。そのために、国、これは環境省ばかりじゃなくて各省庁、そして国会も含めて、そしてまた各企業のトップから率先してやるということが必要だろつと思ひております。それとあわせて、電車とかバスとか、これも国土交通省でこれからやっていくというふうにも伺つておりますが、それを弱冷房車にするとか、あるいはデパートとかホテルとか映画館とか、こういう公共の施設においてもそういう取り組みが必要だろつと思ひております。

環境省としましては、本年六月の環境月間を中心に国民的なキャンペーンをやつていくということでありまして、その中で夏の軽装についても広く国民に呼びかけていくことをやつていきたいと思ひております。

○村井(宗)委員 一般的に公的などころはいろいろあります。その中で一つ学校を取り上げてみたいと思ひます。

小学校、中学校とかいった公立の学校で冷房というものがそもそもとれだけ設備されているのか、そして、その設備されている設定温度はどのくらいなのかというのが一点目。そして、また別の方に答えていただいても結構なんですが、文科省の方に同じくお伺ひするのが、小中学校の教職員の夏季の服装、現状はどうなつておりますでしょうか。それぞれお答えください。

○大島政府参考人 お答えさせていただきます。小中学校における冷房設備の件でございますけれども、まず公立をお答えします。

公立小中学校における冷房設備につきましては、平成十六年八月に文科科学省で調査をしておりますが、保有教室の総数、全部で九十六万六千六百十二教室ございまして、このうち十七万七千二百八十一教室、一八・三%に当たります。これが冷房を設置しているという状況です。

また、国立についてもお尋ねがございましたが、国立につきましては、普通教室、それから多目的教室、特別教室、こういった総数が全部で四千三百五十五ございまして、このうち六百九教室、一五・一%、これについて設置されている状況でございます。

これについての設定温度でございますけれども、毎年、夏の省エネルギー対策ということで通知を出しておりますが、これで、冷房中の室温につきましては二十八度Cを下回らないように適切に調整を努めてほしい、こういうことで、エネルギー消費について適正な管理を行うよう、これを各国公立大学長、それから各都道府県教育委員会の教育長等に要請をしております。

す。

○樋口政府参考人 お答え申し上げます。

学校におけます教員の軽装につきましては、教師の夏季間中の状況につきましては文部科学省としては具体的に把握を行っていないところでございますが、毎年夏前に、私ども、「夏季の省エネルギー対策について」といたしまして、各都道府県教育委員会等に対しまして、暑さをしのぎやすい服装でございます軽装の励行に努めることを含む省エネルギー対策への協力を文書により依頼をさせていただいております。

文部科学省といたしましては、TPOに際して、教職員としての服務にふさわしい服装のあり方について考慮しながら、各教育委員会や学校におきまして教職員の服装について適切に御判断をいただきたいと思います。

○村井(宗)委員 そういった本日取り上げてまいりました弱冷房と軽装の問題について、たしか京都議定書目標達成計画の一部として国民運動の予算をつくっていると思うんです。その国民運動の予算の中にそういったものの運動が含まれていくのかなのか、お答えいただければと思います。

○小島政府参考人 端的にお答えいたしますが、それを含めてPRあるいは各企業にも呼びかけを行っているとございます。

○村井(宗)委員 最後に大臣にお伺いいたします。

そういった形で予算もしっかり組んである中、本当に京都議定書目標達成計画に向けた弱冷房推進、そして何とでもエネルギーを使う量を減らしていくということについて、政治家小池百合子先生としての目標達成の自信のほどをお聞かせください。

○小池国務大臣 政治家というよりも、やはり今は環境大臣を務めさせていただいております。そういったことで、京都議定書の目標達成をしていくというのは環境大臣としての第一の使命であると思っております。全力でしっかりと仕事をして

まいりたいし、また目標が達成されるように全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○村井(宗)委員 どうもありがとうございます。終わらせていただきます。

○小沢委員長 次に、荒井聰君。

○荒井委員 民主党の荒井でございます。

今回、法律の審議をしているわけですが、温暖化に関する枠組みの協定ができたのが一九九四年、それから、その実施プログラムである京都議定書ができたのが一九九七年、そして発効したのがことしの二月。しかし、一貫して世界の炭酸ガス排出量というのは、抑制どころかふえているのではないかと、少なくとも日本はふえている。どういふ努力を今までしてきたのか。今審議しているこの法案によってそれが抑制できるのかどうか。私は大変疑問だと思っております。

基本は、やはり日本のエネルギー政策と環境政策の整合性ということに、もう一つしっかりとした議論がなされていないのではないかと。エネルギー政策というのは、化石燃料からどうやってクリーンエネルギーに切りかえていくのか、炭酸ガスを出さないエネルギーに切りかえていくのかということなんだと思っております。そのための技術開発でありますとか社会のあり方でありまして、そういうものが議論の中心になるんだと思っております。

私は、ある意味では、この化石燃料から新しいエネルギーに切りかえていく、社会構造を切りかえていく、新しい技術を開発していくというのには、日本の得意な分野ではないかと。現にガソリンが大変値上がりしたときに、日本の技術陣は、自動車メーカーを中心に、エネルギーコストのいい自動車をつくって、それが結果的に世界市場で大きなメリットを出すような行動ができたわけなんですけれども、そういうことの議論が、太い枠の議論が私はまだできていないように思います。

そこで、私、かねがね疑問に思っております新しいエネルギーを開発していく開発研究、そういう

ものに関する疑問をまず最初に議論をしたいと思っております。

ここに、先月号だと思えますけれども、文芸春秋に立花隆さんというのが「日本の敗北 核融合と公共事業」という論文を発表いたしました。私はこれを読んでびっくりしました。時々学者や研究者の中から、日本が進めている核融合政策、つまりITERという政策は見通しがいいのではないかと、いかんかというところを指摘する研究者がいます。議論が難し過ぎて、その当時よくわかりませんでした。しかし、この論文は極めて的確に、あるいはわかりやすく書かれているのではないかと私は思います。

核融合というのは太陽で行われている現象なわけですが、その核融合の研究費に今までのぐらのお金をかけてきたのか、そしてこれからのぐらのお金をかけていこうとしているのか、そしてその結果実用化するまでにどのくらいかかるか、そしてその結果実用化するまでにどのくらいかかるか、これは、どなたかお答えできませんか。

○木谷政府参考人 お答え申し上げます。

現在ちよつと手元に予算についての資料を持っておりますが、ITERプロジェクト、これは国際的なプロジェクトとして核融合実験炉をつくらうというプロジェクトでございます。建設期間十年間、そして運転段階二十年間、廃棄まで考えますと三十五年間という長期間の国際プロジェクトでございますが、これに要する費用というものが一兆三千億円というふうに見積もられております。これはもちろん、これに参加するすべての極が負担する、そういう前提の数字でございます。

○荒井委員 一兆三千億というお金は、全部日本が負担するわけではないと思うんですけれども、極めて巨大な資金ですよ。

日本が全部で使っている研究開発費というのはどのくらいあるかわかりません。私は、一九九四年の、当時村山政権のときの予算づくりに携わりましたけれども、そのときに、日本というのは

は技術立国、科学技術立国でなければ将来の日本というのはやっていけないということで、私自身も、科学技術予算の大幅な増額というの、そのころ、さまざまな形で仕事をした覚えがあるんですけれども。

四十年先実現するかどうかかわからない、そういうプロジェクトのために、たとえそれが国際的な約束ということがあったとしても、一兆三千億使うというのは、これはどうなんですか。文科省としてはどういふふうか、これはどうなんですか。これだけの予算を使うとすると、科学技術関係の予算というのは全部使っても足りないですよ。そう思いませんか。しかも、それが四十年かかって実用化するかしらなかわからない、そういうものがあるということに不安を覚えたことはございませんか。

○木谷政府参考人 お答え申し上げます。

ITER計画への我が国のかかわり方について、確かにさまざまな考え方もございますけれども、政府におきましては、これまで多くの研究者や専門家の御意見を踏まえながら幅広い検討を行ってきたところでございまして、特に、平成九年から十三年にかけては、原子力委員会のITER計画懇談会でさまざまな分野の専門家による広範な検討を行ったところでございます。さらに、総合科学技術会議において、平成十三年から十四年にかけて、さまざまな考え方を持たれる研究者からのヒアリングを含めて科学技術政策上の観点から検討が行われ、平成十四年五月に、ITER計画は国家的に重要な研究開発であり、国内誘致を視野に入れて政府間協議に臨むことが閣議了解をされ、この方針のもとにこれまでITERの国内誘致に向けて取り組んでまいるところでございます。

そして、先ほど申しました総合科学技術会議の検討におきましては、このITER計画につきましては、他の重要な科学技術政策上のプロジェクト等に大きな影響を与えるようなことがないよう原子力予算の範囲内でこれに参画すること

も決められておるところでございます。私どもとしては、その枠組みのもとでこのITER計画に参画することによって進めているところでございます。

○荒井委員 立花隆さんはこう言っていますね、「科学技術の世界に、公共事業のお金の使い方、お金の流れ方がどんどん広まっていくと、よほど注意しないと、長年にわたって日本の国家を蝕んできた、公共事業に起因する諸々の害悪がこの世界にも広まっていく」。私はそのとおりだと思っております。

アメリカの今の熱核融合の現状というのは御存じですか。私は検証していないからわかりませんが、アメリカでは、このITERというのに対して非常に批判的で、むしろ別な方式、NIF方式というのを採用しようとしている。このNIF方式は点火目前だと書いてあるんですけども、そのあたりはどう見えておられるんですか。

○木谷政府参考人 ITER計画の科学的技術的可能性でございますが、核融合研究開発における意義ということにつきましては、国際的にも共有されているわけでございます。それだからこそ、我が国のみならず欧州、アメリカ、ロシア、韓国、中国の六極が国際協力によってこれを推進しようとしているわけでございます。

そして、アメリカにつきましても、二〇〇三年十一月にエネルギー省が定めた科学プロジェクトの長期計画というのがあるわけでございますが、その二十八あるプロジェクトのうちITERは最優先順位、第一番目に位置づけられておりまして、二〇〇六年度の予算教書におきましても、この関係予算を五百万ドルから五千六百万ドルというふう大幅に増額をしておられるわけでございます。このように、アメリカはITER計画を将来のエネルギー開発上の重要な計画と位置づけ、積極的に取り組む姿勢を示しております。

御指摘のように、NIFという、ITER型の磁場閉じ込めによる核融合のほかに、いわゆるレーザー核融合、慣性核融合というふうにも呼ば

れますが、そういうものも推進するということがアメリカは考えておられるわけでございますが、このアメリカの核融合研究開発計画、二〇〇三年五月にエネルギー省の核融合科学諮問委員会がまとめた報告書によりまして、これらのそれぞれを進めるといふことになってございまして、決して慣性核融合、NIFの方に転換、そちらの方に進むということを決めておられることではございませぬ。

○荒井委員 そうすると、今の説明は、立花隆さんがこの論文で書いたような説明と少し違うふうな感じがします。これはもつとさちつと検証した方がいいんじゃないかと思えます。日本では、ノーベル学者の小柴さんがこの方式について非常に批判をされている。今の日本の、日本のどうか、進めようとしている熱核融合というのは、物理の理論的にも、あるいは磁場を閉じ込める材質にも、いろいろ問題があつて、将来の実用化には向かない、そういう批判をしたところ、小柴さんが進めようとしているあるプロジェクトに科学技術庁の予算がつかなくなつてしまつたというふうなことまで、これは暴露していると言つておかしなことで、これも書かれています。

これは、私、深刻な問題だと思つてます。こういう問題というのは非常に専門的でないわけばかりではない部分ですけれども、しかし、大変なお金を使う、科学技術予算全部を使つてもまだ足りないようなそういう巨大プロジェクト。しかし、それを始めてしまつたからもうとめられない。これは公共事業の予算の中で、どこかで言つたような話と同じですよ。そして、やはり間違えていた、四十年たつても実用化できなかったといったときの責任は、決めた人はもうその責任から外れていまして、それからもうならない。これはエイズで、昔厚生省でそんな事件がありましたけれども、昔の人がやつたから私は知りませんというふうな話があつたけれども、それと同じようなことが今起きているんじゃないか。

私はなぜこういうことを言うかという、これから京都議定書なり、あるいは炭酸ガス、省化石型の社会をつくっていくためには、新しい技術開発が必要だ。その新しい技術がないのかといったら、あるんですよ。燃料電池でありますとか自然のエネルギーでありますとか、もう実用化がすぐ目の前に来ているようなエネルギー開発に、どうしてお金をもつと集中的につき込まないのか。わけのわからないところに何千億みたいな金をつぎ込むようなやり方というのは、国家政策としておかししいし、あるいは、科学技術庁と環境省なり、あるいは官邸全体とが省エネルギー型の社会をつくっていくためにどういふことが必要なのかという議論をしっかりとやつたのかねということ。私は言いたいんです。このあたり、どうですか。

○木谷政府参考人 お答え申し上げます。ITER計画への我が国のかかわり方ということにつきましては、先ほども申しましたように、政府部内において、さまざまな会議等において多くの研究者、専門家、核融合の専門家のみならず、より幅広い専門家、あるいは有識者の方々の御意見を伺いながら、総合科学技術会議において科学技術政策上の観点から検討が行われたわけでございます。それを受けて、平成十四年五月に閣議了解というものがなされて、その方針に基づいて、政府、関係方面一丸となつて、この計画の推進に向けて取り組んでおられるところでございます。

私もとしましては、そうしたITER計画の、これは国際的にも共有されておりますITER計画というものの意義、核融合の意義というものが、現に向けて取り組んでまいりたい、このように思つておられるところでございます。

○荒井委員 理解できないと言つておられるんですよ、私は。しかも、ある意味では日本のオピニオンリーダーと目される人が、理解できない、反対だと言つておられる方が、やはりおかししいと言つ

ておられる。国際条約を結んで、日本でどういふ方が中心になつてやられたかわからないんですけども、ここまで指摘をされれば、やはり、それだけのお金を使う意義があるのかどうかということを含めて、ぜひもう一度検討してみたい。私は、行政評価局に行政評価の一つの課題として、しっかりと、ある意味ではこういう専門的なものはなかなか行政評価できない、だけれども、こういうことをしっかりとやっていかないと、大型の公共事業をやめるといふ、あの問題と同じことが起きますよということを指摘させていただきます。

次に、新しいエネルギーを開発していくという意味では、燃料電池というのは物すごく大きな可能性があると思つておられます。この燃料電池の現状は、実用化に向けて今どの段階まで来ているのか。京都議定書の終了年度である二〇一〇年度のときにはどのぐらいの状況が望ましいと思われているのか、あるいはそのときのエネルギーの使用状況も含めて、エネルギー庁のどなたか来られておられると思つておられるので、御説明いただけますか。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。ただいま御指摘いただきましたように、燃料電池は、エネルギー効率が高く、CO₂排出抑制に資するなど、環境負荷が低いことに加え、エネルギーセキュリティの向上、あるいは産業競争力の強化や新規産業の創出などの観点からも極めて重要な技術分野であると認識をしております。

現状でございますけれども、例えば燃料電池自動車につきましては、二〇〇二年から試験的市販が開始され、現在では五十六台が公道を走行しておりますし、また、定置用燃料電池でもこの春から商用機が導入されるなど、格段の進展を見せておられます。

委員御指摘の二〇一〇年の見通しでございますけれども、燃料電池実用化戦略研究会の見通しによれば、二〇一〇年において、燃料電池車約五万台、定置用燃料電池約二百二十万キロワットとい

うような意欲的な見通しを示しておられまして、そういった中長期的な目標のもとに、その達成を目標として全力で取り組んでいくところでございます。

具体的には、十七年度予算といたしまして約三百五十四億円を計上いたしまして、燃料電池の耐久性や経済性といった、なお克服すべき課題のための技術開発、あるいは水素を安全かつ低コストで製造、利用するための技術開発、燃料電池自動車につきましても、首都圏において水素ステーションの実施を含む大規模な公道走行試験といったものを実施して、いち早く実用化に達することを目指して努力をしているところでございます。

以上でございます。

○荒井委員 この燃料電池の実現性をもっと広めて、もっと促進するために、どのぐらいの研究開発費が必要だと推測されていますか。これははたらか推測した人がいるだろうか。エネ庁、どうですか。今四百億と言いましたよね、年間。

○岩井政府参考人 燃料電池あるいは水素を利用するためにどういった点が必要であるかというように、具体的な課題につきましては抽出してございますけれども、先ほども申し上げましたように、かなり商業段階に達しているということもございまして、公的な資金でどの程度助成が要るかというふうなことでございまして、またまった数字を算出したデータは、残念ながら持ち合わせてございません。

○荒井委員 聞くところによりますと、燃料電池の車というのはまだまだ高いんですね。それは、研究開発のコストがその車の中に転嫁されますから、どうしてもそうやってしまわざるを得ないわけですから、しかし、化石燃料を削減していくということになれば、自動車の場合はどうするか、あるいは発電の場合はどうするかという、その一つ一つについて、代替エネルギーを議論していく、研究していくことが必要だと思っております。

そういうための研究開発コストとかあるいは税

制のコストとか、そういうものを環境省が主体的になつて提案していく、提言していく、それが結果的には京都プロトコルを守っていくことにつながるんですよ。これは突然だけれども、小池さん、どうですか。

○小池国務大臣 やはり我が国は少資源国でございます。そしてまた、京都議定書の目標を達成しなければならぬ、そういう場に立たされているわけでございます。

ですから、さまざまなエネルギー源、そして新たなエネルギー源、これを国家としてどういう形で最もパフォーマンスをよくするか。こういったエネルギー問題につきまして関係閣僚が集まりました会議もやっております。これは、まさにしっかりと連携をとりながら進めていくというのが少資源国の日本のあるべき姿であり、またそういった技術を開発するということが日本の環境で生きていく道、環境と経済の統合ということが実現するんだらう、このように思っております。

最近のニュースを見ておられますと、これは真偽のほどは御本人からまだ確認しておりませんが、ハイブリッドの技術を日本がいち早く取り入れたということで、むしろ日本の自動車会社がアメリカの自動車会社をちよつとサポートしようかみたいな動きになってきております。

ハイブリッドの次はやはり燃料電池の闘いになってくるわけでございます。これから、まさに技術開発競争、それはどっちの方向を向いているかといったら、日本であれアメリカであれ欧州であれ、みんな省エネの方向に、省エネルギーではなくて省エネの方に向いている。こういった競争というのは、人類のためには大変プラスの競争になっていく、それを推し進めていくために、日本の関係省庁というので連携をとることが極めて有効だと考えております。

○荒井委員 私は、炭酸ガス削減の世界的な潮流をつくり上げたこの動きというのは、日本にとつて極めてフェアーな風だというふう

べきだと思っております。日本の得意分野で勝負するということです。

そして、外交の基軸というの、日本の外交の基軸というのはよくわからない、アメリカと一緒にやってやるという、そんなふうにも見えるんだけれども、もしも独自の外交の主軸というのをつくるとすれば、私は、環境というのは物すごくいい主軸、世界にアピールできる、日本の技術をアピールし、あるいは日本の今までやってきた経験、そういうものを世界に訴えていくという、極めて効果的な外交の主軸だと思います。どうですか、小池大臣。

○小池国務大臣 外交の主軸というのは、一国だけの都合でございまして、結局外交にならない場合があると思います。アメリカなどいろいろな批判もされますけれども、アメリカ外交は、人権とか非常に普遍的なテーマをばしつと出すことによって、それでかなり自国の利益にも合った方向をいつの間にかつとっていくという意味では、ある意味で非常に巧みだということに思います。

その意味では、環境ということ、地球の自然環境を、温暖化も含めて、守るといふのは、人類の観点からいって極めて普遍的なテーマであろうと思っておりますので、今御指摘ございましたように、環境ということ、軸足にして、主軸にして行う外交というのは極めて有効であろうと思っております。

普遍的テーマというのは、すなわち、だれもそれに対してはノーと言えない、わかりやすく言えばそんなところだといふふうに思っております。

○荒井委員 そこで、この夏にG8サミットがあるんだと思っております。G8サミットでは、イギリスが早く環境問題を取り上げ、特に炭酸ガスの削減問題を取り上げて、主要なテーマにしていくという情報が流れております。私は、ここは日本がアピールする非常にいいチャンスだといふふうに思います。また、G8の中で京都プロトコルに参加していないアメリカを、どうやってG8のほかの国々の人たちが説得をするのか。私は、

アメリカと今非常に良好な関係を日本はつくっているわけですから、この京都議定書から離脱していったアメリカ抜きには、世界で最大の炭酸ガス排出国ですよ、そのアメリカに対してどういう説得の仕方をするのか、これは日本の大きな戦略であると思っておりますけれども、そこはどうですか、小池大臣。

○小池国務大臣 今お話のありましたことしのG8サミット、ホスト国がイギリスでございます。そして、そこで、イギリスみずから選んだテーマ、毎年テーマがセットされるわけですが、御承知のように、気候変動とアフリカというこの二つのテーマでございました。

せんだつていろいろとお騒がせいたしました私の出張の件も、産業革命を起こした、始めたイギリスがこの時期にG8のサミットにおいて気候変動をテーマに挙げるということは、人類の歴史的な節目の中にあつて、そして、それをG8、先進国で取り上げようという事は極めてチャレンジングだといふふうに思ったからで、はつてでも行うといふふうに私はそのとき思ったわけでございます。

その中で、G8の議長国であるイギリスとの協力、また、環境省というよりも、外交の舞台で、外務省など関係省との連携が重要でございますけれども、そういった中で、G8の首脳が地球規模での取り組みが求められます気候変動問題について話し合う、その場をとらえて、英国との連携のもとで、アメリカにしろその他のG8諸国にも呼びかけをしていきたい、このように感じているところでございます。もともとサミットには私も参りませんが、総理ほかがいらっしゃるわけでございますが、そういうこともお伝えをしましてまいりたいと考えおります。

また、この週末は、スリーRの閣僚会議がこの日本、私が逆にホスト、ホステス、どっちかわかりませんが、いたしますけれども、アメリカからは、まさに気候変動のホワイトハウスにおける長の方が、それを扱って、スリーRがテーマでこ

ざいすけれども、担当の方が日本にいらつしゃいます。日米の貴重な接点の確保ということでもそういった場を生かして、アメリカの説得にも当たってまいりたい、またポスト京都への模索というようなことも努めてまいりたいと考えております。

○荒井委員 これは、世界全体の排出量の内訳というのが、米国のオークリッジ研究所のデータというのが出ていますけれども、米国は全体の二四・四％、つまり全排出量の四分の一なんです。それに對して日本は五・二％、五％なんです。世界的に見れば、日本の負荷量というのは米国よりもはるかに小さいですね。そして、中国は二一・一％、インドが四・七％という数字になっていますね。

日本はせつかく京都プロトコル、京都で、炭酸ガスの排出、温暖化対策を積極的に進めていくその原動力の国として名乗りを上げたわけですから、私は具体的に、アメリカやあるいは中国、そしてインド、こういう国に對してどういう働きかけをしていくのか、どの機会にどういう働きかけをするのか、そこをもっと僕は外交のプロセスとして、国民にも説明をし、あるいはアメリカの国民にも、私は、かつて田中眞紀子さんと一緒に、ワシントン・ポストだったかな、アメリカが京都議定書離脱してしまったのに抗議して、一人たしか二十五万円ずつだったかな、広告を出して載せたことがありますけれども、そういう具体的なことを僕はやる必要があるんじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

○小池国務大臣 具体的なことで、先ほど、今週末のスリーRの閣僚会議におけるアメリカとの接点についてもお話をさせていただきました。

御承知のように、アメリカは、先ほど二四・四％で、排出量ナンバーワンと、それから第二位が中国でございますけれども、中国とインドといたった途上国、京都議定書をそれぞれ批准していただきますけれども、数値目標は課せられていない国々でございます。しかし、排出量が今後ともさらに

大きくなるであろうという国々なわけでありまして、中国については、レギュラーで、日中韓の三カ国大臣会合なども持つております。地球温暖化問題に關しての共通認識の醸成に努めてきているところでございますし、また、クリーン開発メカニズムなどを通じての排出抑制対策の支援などを通じての接点強化ということもあるわけでございます。

あと、いつどうするということお尋ねであったかと思えますけれども、この五月ですけれども、専門家によりますセミナーがドイツのボンで開かれることになっております。これは、将来の気候変動政策を見据えて開かれるもので、非常に意味のあるところか、非常に関心も、どういふセミナーになるのか、いろいろな意味を込めて、大変関心の高い瞬間でございます。

いろいろな機会を活用しまして、中国であるとかインド、そして先ほどのアメリカへの働きかけと、この間断なく続けたいと考えております。

○荒井委員 外交というのは、概して取引なんです。ロシアが京都議定書に調印をしたのも、たしかWTOに参加する、そういう外交的な取引と、いうことで参加をしていくと。

私たちの国は、結構アメリカと取引する材料はたくさんあるんですね。例えばBSE問題で今牛肉の輸入問題が議論されていますけれども、これもどうも押し切られそうな感じですね。そういう問題と、さまざまな形で、どこを国益なのかというのを判断しながら進めていくというのが外交だと私は思っています。どうも縦割りで、牛肉なら牛肉の輸入問題だけというふうな形で、大変私は拙劣な外交をしているのではないかなというふうに思っています。

ところで、日本が環境問題を軸としながら外交を進めていくというときに、一番問題になるのは、それじゃあんだの国はどうなつてんだねというふうに言われるのが必ず最後の落ちだと思っております。そこで出てきたのが今回の法案だと思つて

すけれども、これは、多くの人たちが見るところ、午前中の参考人の説明でもそうだと思うんですけども、結果的には、京都議定書が終了するその年になつても、それで目標とした数値は日本の場合は達成できないだろう、非常に危ない。したがって、京都メカニズムという、排出権を買ってくるというふうな方策で、私は、これは一種の、ある種の糊塗だと思つてます。それをやらざるを得ないんだということだと思つてます。これはある意味で僕は恥ずかしいことだと思つてます。

それにしても、そういう手法を使つても、何とか国際的な枠組みの中で処理をしていくということをやらざるを得ないんだと思つてます。しかし、それに関する財政的な裏打ち、どのぐらいどこからというふうな、具体論というのはほとんど聞かえてこないんですけれども、そこはかがでしようか、大臣。これを最後の質問にいたします。

○小池国務大臣 いわゆる京都メカニズムクレジットでございますけれども、これは基本的に、政府がクレジットを取得しなければカウントされないといったルールがございます。そして、現在CDM、J-Iの事業に對しての設備補助を行つて、その補助額に応じて政府がクレジットを取得するという制度を実施しているわけですが、と、いっても、現時点ではまだ一件でございます。よ、り広範な事業を対象として、効率的にクレジットを取得できるような仕組みをできるだけ早く検討していく、そして必要な措置を速やかに講じていかなければならないと思つております。

幾らかという話ですけれども、基準年度の総排出量比の一・六％、それから第一約束期間の五年間の総計で約一億二酸化炭素トン、それが具体的な数値でございますけれども、それは、だから、二酸化炭素トンが幾らになるかということにかかつてきているわけでございます。そのところは、今幾らですということここで申し上げるということとはなかなか難しゅうございます。これが

らの需要と供給の形で決まってくるので、こういった今後の排出量取引の京都メカニズムについては、今後とも世界の動きなども注視してまいりたいと考えております。

○荒井委員 これで終わりますけれども、私は、サミットに小池環境大臣はぜひ行くべきだと思います。そして、日本の環境政策というのを積極的に訴えていくという機会に使っていくべきだというふうに思っています。その希望を述べまして、終わります。

○小沢委員長 次に、高木美智代さん。

○高木(美)委員 朝から参考人質疑等ずっとございました。地球温暖化の影響に関するリスクにつきましては、年々深刻の度合いを増しているというところで、大変今注目をされているところでございます。

二月初めに開催されました温室効果ガスの安定化濃度に関する科学者会合では、危険な地球温暖化のレベルとそれを避けるための方策について議論が行われたと伺っております。中でも気候変動の影響評価につきましては、多くの場合、影響のリスクは以前考えられていたよりもさらに深刻であるという、これが今恐らく世界共通の認識であると思っております。

そこで、初めに、きょうは気象庁長官がお見えくださつておりますので、こうした地球温暖化の危機感につきまして、日本における危機感、これをどのように認識をされていらつしやるか、率直にお伺いをさせていただきます。

○長坂政府参考人 気候変動に關します現状と今後の見通しを簡単にお話しして、後で今の質問にお答えいたします。

まず、気候変動の最近の状況でございますが、国連の専門機関のもとにございます気候変動に關する政府間パネルが二〇〇一年に取りまとめました同パネル第三次報告書によりまして、二十世紀の世界の気温は、ここ百年間に約〇・六度上昇しつつある、また、強い降水現象が北半球の中緯度の多くの地域で増加している可能性が高いと言

われております。

我が国におきましても、データの整っています一八九八年以降について見てみますと、ここ百年間で平均気温が約一度、一・〇度でございますが、上昇いたしております。また、アメダスの観測によりまして、一九九〇年代以降、時間雨量五十ミリ、これは非常に強い雨でございますが、こういった大雨の発生回数が増加が非常に目立つ傾向にございます。

これから先につきましても、いろいろな仮定のもとに、スーパーコンピュータを使った複数のシミュレーションが日本を含めまして多くの国で取りまとめられております。現在もこの作業は続いておりますが、二〇〇一年に出されましたIPCCの取りまとめによりまして、二一〇〇年には、一九九〇年に比しまして一・四ないし五・八度世界の気温が上昇するというと同時に、強い降水現象が世界の多くの地域で増加する可能性がかなり高いと言われております。

これは世界全体のことでございますが、気象庁で行いました主に日本付近を対象とした局地的な気候予測シミュレーションによりまして、今申し上げましたようなIPCCの見通しと同様な平均気温の上昇あるいは短時間の大雨の増加傾向が予測されております。

こういった中で、我々としては、気候問題は深刻に考える必要があるというふうに考えております。現に気候の温暖化が進行しつつあるという認識のもとに、これから先、我々の取り組みが必要という認識でございます。

以上でございます。

○高木(美)委員 もっとさらに詳しくお伺いしたいところでございますけれども、きょうは法案の審議でもございますので、お越しいただきまして大変ありがとうございます。

そこで、まず最初にお伺いしたいのは、今EUIにおきましては、きょうの朝の参考人質疑の中でございましてけれども、全球気温上昇を一度に抑えたいというはつきりとした政治的メッセージ

を出していらっしゃると思います。先ほど長官がお話をされましたIPCCの二〇〇一年のときの見通し、ここからまたさらに事態が進行しているという、これがまた今の長官の大変深刻であるというお話にも裏づけられていると思っております。そこで、日本のこうした全球気温上昇、これほどの程度に設定を考慮していらっしゃるのか、また、そのとき日本が受ける影響についての研究といえますのは今どのように進められているのか、このことについてお伺いをいたします。

○小島政府参考人 従来、EUIにおきましては、産業革命前と比べて二度Cを超えないということと濃度五五〇ppmという二つの数字があったわけでありまして。最近では、二度Cを超えないということと、それを達成するためには、どうも五五〇ppmではだめで、それをもっと下回らなければいけないんじゃないかというふうになっております。出発点が産業革命前でありまして、既に〇・六度上昇しているということですから、あと一・四度という計算になるわけでありまして。これは、先ほどのIPCCの第三次報告書の下限の数値であります。これがEUIの今考えているものであります。

日本はどうかということでありませうけれども、この作業は、条約の究極目標を具体化する、具体的にはどの数値なのかという作業でありまして、科学的な検討が必要ということで、現在中環審の専門委員会が科学的な知見を整理していただいているところであります。一度ぐらいでサンゴの白化というような生態系への影響もありますし、気温上昇二度ないし三度ということになると、いろいろな側面での影響が起きます。あるいは、先ほど引用されましたイギリスでの研究成果、今世紀中は起こらないと考えられていた破局的な事象も三度Cを超えたと起こる可能性もある、こういうような研究成果も最近出てきているわけでございます。そのようなものを含めて今知見の整理をして日本への影響という場合には、日本という国土

における影響、例えば日本の農業という場合には日本の国土における影響でありますけれども、日本の食料といった場合には、日本は国土の中で全食料を賄っているわけではございませんので、いろいろな各地で受ける影響がどういふふうか、日本にも及んでくるかということも考えなければいけないというようなことも指摘されておりました。そういう研究も現在行われているということとさせていただきます。

○高木(美)委員 大変ありがとうございます。今、農業の受ける影響ということで、食料問題のお話がありました。日本は今食料自給率三〇％という、本当に考えられない国でございますので、特に世界のこうした、水がなくなる、また、こうした地球温暖化の影響、食料の面でも、また気候変動の面からも、疫学的な面からも、最も受けやすいのがまた日本であると思っております。やはり、こうした研究をぜひ早急に取りまとめていただく努力をお願いしたいと思っております。

今、環境税、また温暖化につきまして、さらに国内排出権取引をこれからどうするかとか、さまざま論議がございませうけれども、ベースになるデータ、これをどのように考えられるのか、これが一番の基準であると思っております。そうでないと、やはりこれは説得力のない、環境税を導入するとかしないとかといいますが、せつぱ詰まってるから、これだけ影響があるから、だからやらざるを得ないという、もう一歩最終的な判断というところに結びつかない、こういう危惧を受けている一人でございます。この点につきまして、また早急な御検討をお願いいたします。

そこで、法案につきまして質問をさせていただきます。一つは、この法案の中で、報告する責務を負う一定のすそ切り量以上の温室効果ガスを排出する事業者等という、こういうふうな内容がございませうけれども、この事業者等というのとはどういう範

囲を考えていらっしゃるのか。当然、特定事業者としましては、例えば、国も地方公共団体も責務を負うことになると思っております。ここを実効性あるものにしていくかどうか。やはり、随より始めよ、足元の省庁の建物はどうなるのか、また議員会館はどうなるのか。まず私たち国会議員から始めていくという姿勢が大事であると思っておりますので、あわせて伺いたいと思っております。

○小島政府参考人 この制度の対象となるものは、先ほど申し上げたように、省エネ法の対象、それから、ガスについては三千トンということとさせていただきます。具体的にどういうものが対象となるかということとさせていただきますが、行政機関でございますと、環境省が入っている厚生労働省のビル、国土交通省のビル等の行政庁のビルもそうでございますし、官邸も対象になります。それから、東京都庁もこの報告の対象になります。それから、議員会館も含めてそれぞれ衆議院、参議院ということの対象になっておりますので、事務局の方でしかるべくこの報告の作業を行われるということになると思っております。

○高木(美)委員 ありがとうございます。これも、現状、そしてまたこれから、どういふ温室効果ガスを排出する、これについて削減をしていくかという目標も大事であると思っておりますので、また、私も含めまして、しっかりと取り組ませていただきたいと思います。

次に、地方公共団体の施策についてお伺いをいたします。これは、現行の第二十条、今審議している法案では二十条の二項になっておられると思っておりますが、「都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。」努力義務が盛り込まれております。また、次の第二十一条には、こうした実行計画を「策定するものとする。」義務が書かれ

ております。

こうした法によりまして、これまでにごだけの自治体が施策の実施、また計画の策定を行ったのか。これは、環境省とされましても積極的に推進されるべき内容であると思っております。このことについて質問をいたします。

○高野副大臣 温暖化対策推進法に基づく推進計画と実行計画ですが、都道府県レベルでいいますと、四十四の都道府県が推進計画をつくっております。それから、実行計画については、すべての都道府県がこれを策定しております。市町村のレベルでいいますと、推進計画は五十六市区町、実行計画については千六百六の市区町村が策定しております。

環境省としましては、地方の自主性を尊重するということを大前提としまして、地域推進計画策定のためのガイドラインをつくっております。各地方自治体がこれに基づいて取り組めるようにしております。それから、実行計画につきましては、これもマニュアルをつくっております。それで、技術的な支援、あるいは、実行計画に基づく、自治体を取り組む施設整備等に対する補助も行ってまいります。例えば、バイオマス発電とか、燃料電池の導入とか、あるいは低公害車普及事業、太陽光発電設備等でありまして、十六年度は約十億、十七年度も約十億円を計上しております。

以上です。

○高木美委員 こうした地方公共団体、確かに自主性の尊重が大事であるとは思いますが、残りの四つでしょうか、まだでございますし、市町村におきましてはまだ千少しという、これは大変少ない、恐らく、市町村合併でまたさらに考えなければいけないと思っておりますが、また総合的にさらに推進をさせていただきたいと思っております。これは強力なリーダーシップがどうしても必要でございますので、いい取り組みをしているところを紹介していただくとか、また何かしらの検討をぜひと

もお願いしたいと思っております。

最後に、これは大臣にお伺いしたいと思うんですが、実は、京都議定書発効の日、二月十六日、この日を前にしまして、こうした法案につきましても、国民や事業者全般の自主的取り組みのインセンティブ、また機運を高めることが法改正の一つの趣旨である、こういうことから質問させていただきます。我が党の地球温暖化対策プロジェクトチームで申し入れをさせていただきまして、浜四津代表代行を中心に伺わせていただきました。その一項目が、この二月十六日、京都議定書発効の日を新たな環境の記念日にしてどうかという内容でございます。地球温暖化ストップの日とか、環境立国の日とか、いろいろ定めて内外に宣言すると同時に、国際社会に共通の記念日として提案をしております。

私は、地球温暖化の日とか、何かしら国民にも一つわかるものが必要であると思っております。六月五日は環境の日となっておりますけれども、これだけの地球温暖化を実感しながら、このままいいのかという思いがございます。このことにつきまして、大臣の決意を伺いたいと思っております。

○小池国務大臣 京都議定書に関連いたしましたのは、二月十六日の発効日、そして採択されたのが九七年の十二月十一日でございます。この十二月十一日というのも、地球温暖化対策にとつては一つの重要な節目の日というふうな受け取れるわけでございます。今後も、これらの日を、地球温暖化対策を初めとしまして地球環境対策の重要性を訴えて、思いを新たに、そんなきつかけの日としてまいりたいと思っております。

六月五日が環境の日、十一月二十二日がいい夫婦とか、いろいろあるようにございますけれども、そういった機会をとらえまして、国民への呼びかけのきつかけにしたいと考えております。

○高木美委員 ぜひ、この二月十六日、やはりこれは地球総体挙げて環境を考える日ということ

で、日本も国民の休日にして、二酸化炭素排出をストップするとか、これを削減するというところから、やはり休日はずばらしい取り組みではないかと思っております。ぜひこのことの推進をお願いいたします。質問を終わらせていただきます。

○小沢委員長 次に、山本喜代宏君。

○山本(喜)委員 社民党・市民連合の山本です。最初に、水俣病問題についてお伺いをいたします。

環境省は先般、「今後の水俣病対策について」というものを発表いたしました。それによりまして、冒頭、「昨年十月の関西訴訟最高裁判決において国及び熊本県の責任が認められたことを受け、規制権限の不行使により水俣病の拡大を防止できなかったことを真摯に反省し、国として、ここにすべての水俣病患者者に対し謝罪の意を表する。」というふうに、謝罪の意は表しているわけでございますが、実際の内容を見ますと、この最高裁判決が開いた新しい事態を正しく認識しているのかどうかということについて大変疑問があるわけでございます。

この新しい対策という中身であります、「公健法の認定申請や裁判とは別の救済を図る道として、拡充後の保健手帳の申請受付を再開する。」というふうにあるわけでございます。これだと、平成七年の政治解決の枠組みをほとんど出ているというふうな思わざるを得ません。国の責任が明確でなかった時点の政治解決を基本として解決策を考えているということでは、最高裁判決の重みを果たして認識しているのかどうかということについて非常に疑問があるわけですが、このことについて御見解をお願いいたします。

○滝澤政府参考人 平成七年の政治解決におきましても被害者救済、それから、地域の再生、融和を、引き続き重要であると考えておまして、今後とも踏襲していくべきものと考えております。また、御指摘の最高裁判決でございますが、そこで

示されました国の責任につきましては、行政として何をなすべきかという点から重く受けとめているところでございます。

このような観点から、今回お示しました今後の水俣病対策に基づきまして、医療対策等の一層の充実でありますとか、水俣病発生地域の再生、融和の促進等を行いまして、すべての水俣病患者の方々が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにしていきたいと考えております。

○山本(喜)委員 この新しい対策という中で、小池大臣の方から、行政の失敗の本質は何だったのかをあぶり出し、繰り返しを繰り返さないために何が必要かを考えたいということで、第三者による懇談会を設置することになったように思います。この懇談会の趣旨といえますか、今後どのようにしていかうとなさっているのか、お伺いします。

○滝澤政府参考人 お話ございました懇談会でございますが、四月七日に環境大臣の私的懇談会の設置という形で公表させていただきました。この水俣病問題に係る懇談会でございますが、来年は水俣病公式確認五十年を迎えます。また、昨年の十月の最高裁判決も踏まえまして、この水俣病問題に対するこれまでの行政の取り組みのあり方でありまして、その責任も含めまして、水俣病問題が持つ社会的、歴史的意味について総括するために開催するものでございます。

このような観点から、幅広い分野の有識者の方々に委員として御就任いただいているところでございまして、水俣病問題について包括的な検証を行うとともに、これからの取り組みを実施するに当たって必要な助言を得ることも考えているところでございます。

○小池国務大臣 今何か、行政に限るようなそういうニュアンスが強かったかもしれませんけれども、やはり行政と政治というのにはある種の部分がございまして、行政も何とかしようと思つていたのが、政治がむしろストップをかけていたような時期もあったかもしれません。あつたと思つてます。それとか、あとマスコミですね。マスコミ

がどのようにしてそれを全国レベルで報じてきたかといったところも、少し考える必要があるんじゃないか。

私は、その意味で、まさに社会的、歴史的な意味をあらゆる方面からの切り口でもって、今回この水俣病が抱えてきた問題点、これを解明していきたい、検証していきたい、なかなか解明できないかもしれないですが、検証していきたいと思っております。それはすなわち、今後、そういった過ちにつながらないためには何をすべきかという、そういうことも教えてくれるもの、そのように考えているということもつけ加えさせていただきますと思います。

○山本(喜)委員 来年は水俣病の公式確認から五十年というふうな状況ですし、被害者の方々もかなり高齢化しているという状況にもございます。この被害実態の全容究明ということも含めて抜本的な対策、今後、こういう過ちを繰り返さないということでの政府の対応をしっかりとお願いしたいというふうに思います。

次に、この法案についてでございますが、今回の京都議定書目標達成計画の実効性については、各方面から、果たしてこのとおりいくのかどうかというところで疑問が出されているわけでございます。

経団連の方は、九七年に環境自主行動計画を策定して温暖化対策に取り組んでおります。産業部門のCO₂排出量というのが極めて大きいわけでございますから、この経団連の取り組み、これは大変大事になっているわけですが、この経団連の取り組みに対して、経産省、二〇〇四年度自主行動計画フォローアップということで今検証しているようにございますが、これによりまして、二十七業種について今評価をしているようにございますが、そのうち十一業種については、さらなる努力により目標達成が可能というふうに判断しているようにございますが、こうした業種に対する今後の対策、あるいは、達成が困難だということに判断した場合の義務化というふうなことも政府は考

えているのかどうか、お考えをお示し願いたいと思います。

○深野政府参考人 お尋ねのありました経団連の自主行動計画についてでございますけれども、これにつきましては、経済産業省として、毎年、産業構造審議会と総合資源エネルギー調査会、そこで合同の小委員会をつくりまして、その進捗状況についてフォローアップを行っているところでございます。

今御指摘がございましたように、ことしの二月に二〇〇四年度の評価作業を行いまして、私どもで評価をしました二十七業種のうち十六業種につきましては、目標達成に向けて順調に推移して、このまま目標が達成できるだろうという評価になりました。残りの十一業種につきましても、今後、さらしつかり対策を講ずれば目標達成が可能というふうに評価をされたわけでございます。

これらの十一業種につきましては、今それぞれの業種で省エネ設備の導入の拡大とか、あるいはコージェネレーションの導入の促進、製造工程における効率の改善、そういった個々の対策に取り組んでおりまして、こういった対策をきちんと進めるといふことによりまして、目標達成が可能な範囲にあるというふうに私どもは評価をしております。

こうした状況を踏まえまして、現在、私どもとして、自主行動計画の義務化といったことは考えておりませんが、今回の目標達成計画案にございまして、このような産業界の自主的取り組みにつきましては、今後とも毎年関係の審議会でもフォローアップをしていく、そういったことを通じて、その着実な実施が図られるように対応していきたいと考えております。

○山本(喜)委員 経済界の自主的な取り組みについてフォローアップをしていくこと、これは、国内の排出量取引制度というところで、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響等の幅広い論点について総合的に検討し

ていくべき課題であるというふうに環境省は言っておりますが、これに対して経団連の方は、日本の実情に合わないというふうには言っているようですが、これについて環境省の御見解はいかがでしょうか。

それから、二月から自主参加型国内排出取引制度ということで、今参加者を募集して、四月十一日までということをやっておるようですが、この自主参加型の排出取引制度、これは現状どのような状態になっているのか、その評価についてお伺いします。

○小島政府参考人 排出量取引でございますけれども、これは市場メカニズムを活用して一定の削減を実現する上での、非常にコスト効率のよい制度であるというふうに考えております。ただ、第二ステップにおきましては、企業の自主性を最大限尊重して、いい結果を引き出していくというのが基本的な姿勢でございます。

排出量取引につきましても、このような排出量取引の特徴を生かし、かつ、企業の自主的な取り組みを促進するということが、自主参加型の国内排出量取引制度を実施することによってございまして、四月十一日を締め切りとしてございまして、参加企業は、これまで三十八件の応募がございました。この一つの試みを行うのに十分な数というふうには思っておりますが、現在これらについて審査を行っております。この審査を終了したいと思っております。

また、京都議定書目標達成計画案で示されております、排出枠の交付総量を設定した上で排出枠を個々の主体に配分するというような国内排出量取引制度でございますけれども、この制度自体は、EUでのキャップ・アンド・トレード、ノルウェーやスイスで既に動きつつありますし、またカナダでも二〇〇八年に向けていろいろな検討が進められております。こういうような国際的な動向も見据えながら、計画案にありまうように「総合的に検討していく」ということでございます。

で、議論を深めてまいりたいというふうに思っております。

○山本(喜)委員 今EUのこともお話ししましたが、たけれども、欧州の場合は、一月から始まって、二十五カ国、一万二千の施設ということに対する割り当てが進んでいますね。日本は三十八件。これは企業数ですか、それとも、どういう中身なんでしょうか、三十八件というのは。

○小島政府参考人 EUの方は義務的な割り当て制度ということで、各国に割り当てをして、各国でその割り当ての計画をつくってやっていると、この中で、もう本格的な制度になっているということですが、環境省の場合は、まずこれは一つのトライアル、進んだトライアルの段階ということでございます。

三十八件は、三十八社でございます。○山本(喜)委員 今回三十八社ということで、今後やっていくのに検証可能だというふうなことでございますが、ヨーロッパの方では、もう既に本格実施ということで、強制力を持たせる罰則、ルールということもあるわけでございますね。今後、その検証のいかんによつては、そうしたEUのやっていることも参考にしながら進めていくことは検討の余地になるのかどうか。

○小島政府参考人 排出量取引制度はいろいろな仕組みがございます。EUの仕組みもありませんし、イギリスのような仕組みもございまして、どういった仕組みがあるのか、あるいは、それを我が国において導入しなければ目標が達成できないのかというふうなことも含めて、いろいろな側面から総合的に検討するというところでございまして、まさに総合的に検討していきたいと思っております。

○山本(喜)委員 以上、質問を終わります。ありがとうございます。

○小沢委員長 次回は、来る五月十日火曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十四分散会

平成十七年五月十二日印刷

平成十七年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇